

# 第5次見附市総合計画 後期基本計画

令和3年度～令和7年度

# **第5次見附市総合計画**

## **後期基本計画**

### **令和3年度－令和7年度**

**令和3年3月**





## 発刊にあたって

「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を基本理念とし、市民誰もが健やかで幸せに暮らせるまち「スマートウエルネスみつけ」を都市の将来像とする「第5次見附市総合計画」は、平成28年度に作り上げたものです。この総合計画も10年間の計画期間の折り返しを迎え、このたび、前期基本計画に替わる後期基本計画を策定することになりました。

前期基本計画では、都市の将来像を実現するために39項目の指標を設定しました。昨年の9月末時点での約87%が目標の達成及び数値が向上しております。また昨年9月に実施した市民アンケートでは、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」との回答が90.3%となり、平成5年にアンケートを実施して以降初めて90%を超えるました。これらのことからも、この5年間のまちづくりは、おおむね順調に推移したものと評価しております。

一方で、前期基本計画の策定以降、人口減少・少子高齢化のさらなる進展やデジタルテクノロジーの急速な進歩など、社会経済状況は大きく変化しております。また、令和2年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウィルス感染症は全国に感染が拡大し、市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしております。そのような変化や危機に対応するために、後期基本計画では、これまでのまちづくりで最も重視してきた「健幸」(ウエルネス)の視点としての「スマートウエルネスみつけの実現」に加えて、持続可能な地域づくりの視点としての「SDGs未来都市の実現」、デジタルテクノロジーを活用する視点としての「Society (ソサエティ) 5.0 の実現」の3つの視点を、全ての施策に共通する大きな方向性として位置付けました。これら3つの視点を踏まえ、直面する新型コロナウィルス感染症への対応を最優先の課題として取り組んでいくとともに、後期基本計画に基づく長期的な展望も踏まえ、様々な施策を推進していきたいと考えております。

私は、住んでいる人が、住んでいる地域を住み良いと感じているかが、まちづくりにおいて最も重要な要素だと考えております。今後も、より一層、市民の皆様にとって住み良いまちとなるよう、行政だけではなく、市民の皆さんや事業者の方々等の協力を頂きながら、後期基本計画の取り組みを進めてまいります。

最後に、計画策定に向けて、コロナ禍にもかかわらず審議を行っていただいた、まちづくり総合審議会委員の皆様をはじめ、ご意見やご提言をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月  
新潟県見附市長

久住 時男

# 目 次

序・論	5
第1章 計画の概要	7
1 計画の策定にあたり	7
(1) 計画策定の趣旨	7
(2) 見附市のまちづくりの経過	7
2 計画の位置づけ	8
3 計画の構成と期間	9
第2章 計画策定の背景	12
1 社会経済環境の変化	12
2 まちづくりに対する市民の意識～まちづくり市民アンケート結果より～	14
3 前期基本計画の進捗状況	18
4 第1期総合戦略の進捗状況	21
5 見附市の人口の見通し～見附市人口ビジョン（令和2年度改定）～	23
6 土地利用から見たまちづくりの方針	32
〔後期基本計画〕	33
第1章 後期基本計画策定にあたっての3つの視点	35
第2章 総合計画全体の体系	37
第3章 重点プロジェクト	43
第4章 第2期見附市総合戦略	49
第5章 個別の施策	51
1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり	51
(1) 日本一健康なまちを目指します	51
①健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します	52
②地域医療体制の充実を図ります	53
(2) だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します	54
①地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します	55
②高齢者の社会参加を促進します	56
③障がい者の自立支援に努めます	56
④地域福祉の充実を図ります	57
⑤人権意識の向上を図ります	57
⑥だれもがICTを活用できる環境整備を推進します	58
(3) 地域から始める地球環境保全に取り組みます	59
①循環型社会を目指し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を推進します	60
②地球温暖化を抑制するため、省エネルギー・省資源化を推進します	60
③自然と人々の生活が一体となるふるさとづくりに取り組みます	61
(4) 花と緑のある暮らしの創出を目指します	62
①市民ぐるみの景観づくりを推進します	63
②個性的な空間の整備を図ります	63
2. 産業が元気で活力あるまちづくり	64
(1) 新しい産業づくりを推進します	64
①新しい事業展開を支援します	65
②企業の立地と企業活動しやすい環境整備を推進します	65
(2) 見附型地域産業の育成支援に取り組みます	66
①がんばる農林業者に対する育成支援に取り組みます	67
②がんばる商工業者に対する育成支援に取り組みます	68
(3) 観光による地域経済の活性化を推進します	69
①観光素材を磨き上げ観光の産業化を図ります	70
②観光プロモーションの強化を図ります	70
(4) 雇用対策を推進します	71
①就業支援を行います	72
②企業の人材確保を支援します	72
3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり	73
(1) 災害に強いまちづくりを推進します	73
①災害への対応能力の向上に努めます	74
②災害に強い社会基盤整備を図ります	74
(2) 消防・救急体制を整備します	75
①消防体制の充実を図ります	76
②火災予防に取り組みます	76
③救急・救助体制を充実します	77

(3) 地域の安全安心の確保に取り組みます	78
①安全安心な暮らしづくりに取り組みます	79
②危険空き家等の対策に取り組みます	79
(4) 歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます	80
①コンパクトシティの形成と誘導に取り組みます	81
②持続可能な集落地域づくりに取り組みます	81
③まちなかの賑わいづくりに取り組みます	82
④歩きたくなる快適な歩行空間を整備します	82
(5) 利便性の高い交通体系づくりを推進します	83
①地域公共交通の利便性の向上を図ります	84
②安全な道路網の整備と維持管理を推進します	84
(6) 住みつがれる環境づくりに取り組みます	85
①健幸な住まい環境づくりを支援します	86
②世代に応じた住み替えを支援します	86
(7) 快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます	87
①ライフラインなどの整備に努めます	88
②暮らしを守る雪対策を推進します	88
4. 人が育ち人が交流するまちづくり	89
(1) 子育て環境の充実に努めます	89
①仕事と子育てが両立できる環境を整備します	90
②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します	91
(2) たくましく生きていく「生きる力」を育成します	92
①確かな学力の向上を図ります	93
②豊かな人間性と社会性の育成を図ります	93
③健やかな体の育成と体力向上を図ります	94
(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます	95
①地域連携の充実を図ります	96
②文化財の保護と活用に努めます	96
(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します	97
①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります	98
②安心安全で快適な教育環境の整備を進めます	98
(5) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます	99
①生涯学習を支援します	100
②芸術・文化の充実に努めます	100
③市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します	101
(6) 市民と行政の協働を推進します	102
①地域自治を推進します	103
②まちづくりへの市民参画を推進し、協働の仕組みをつくります	104
③市民と行政との情報共有化を図ります	104
(7) 定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します	105
①定住する人を増やす取り組みを進めます	106
②関係・交流人口拡大の取り組みを推進します	107
③国際交流を推進します	107
5. 行政経営計画（第8次行政改革大綱）	108
(1) 行政運営の見直しを進めます	108
①社会情勢に即した組織体制を構築します	109
②民間活力の活用を推進します	109
③事務事業の広域連携による効率化を目指します	110
④定員管理及び給与の適正化を図ります	110
⑤市民サービスの向上に努めます	111
⑥公共施設等の適正化を図ります	111
⑦ＩＣＴを活用し事務の効率化を図ります	112
(2) 収入の確保に努めます	113
①税収の確保を図ります	114
②受益者負担の適正化を図ります	115
③公有財産を有効に活用します	115
④新たな収入の確保を図ります	115
(3) 支出の適正化に努めます	116
①事務事業の見直しを図ります	117
②公営企業・特別会計の財政健全化を推進します	117
③公共調達の適正化を図ります	117
(4) 計画の進行管理と適正な評価を行います	118
①総合計画の進行管理を行います	118

[参考資料] .....	119
1 第5次見附市総合計画後期基本計画 策定体制.....	120
2 見附市総合計画審議会条例.....	121
3 まちづくり総合審議会 委員名簿.....	122
4 「地方創生」に関する市・国・県の最近の動き.....	123
5 第5次見附市総合計画後期基本計画策定の経過.....	125

# **序・論**

---

---



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の策定にあたり

### (1) 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な視野に立ったまちづくりの方向性を示すもので、総合的・計画的に市政運営を進めるための最も基本となる計画です。

見附市は、昭和47年6月策定の「第1次見附市総合開発計画」以来、総合計画に基づいてまちづくりを進めてきました。

平成28年度から令和7年度までを期間とする「第5次見附市総合計画」では、「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」という基本理念に基づき、市民誰もが住んでいるだけで健やかで幸せに暮らせるまち「スマートウエルネスみつけ」という都市の将来像の実現に向けて、市民と行政とが一体となった積極的なまちづくりを進めています。

平成28年度からの5年間を対象とした「前期基本計画」が令和2年度で終了することから、令和3年度からの5年間を対象した「後期基本計画」をここに策定しました。

策定に当たっては、これまで進めてきたまちづくりが、市民や国などから高く評価され、また期待を寄せられていることから、「スマートウエルネスみつけ」の実現など現計画の基本的な考え方を骨格とし、「前期基本計画」の取組みの成果や課題、「前期基本計画」を策定した平成28年度以降の社会経済環境の変化も踏まえ、SDGsやソサエティ5.0などの新たな視点や、新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクへの対応を取り入れ、これまで積み上げてきたまちづくりを継続・発展させていく計画とします。

### (2) 見附市のまちづくりの経過

年度	計画	説明
平成17年度 (2005年)	見附市グランドデザイン策定	「人口減少時代の縮合政策(シュリンキングポリシー)」
平成18年度 (2006年)	第4次 見附市総合計画	「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち」 9つの重点プロジェクト(後期基本計画)
平成23年度 (2011年)	スマートウエルネスみつけ	「スマートウエルネス都市構想(歩いて暮す健幸なまちづくり)」 国の地域活性化総合特区に指定
平成26年度 (2014年)	地域活性化モデルケース	「超高齢・人口減少社会を克服するスマートウエルネス都市」 (健幸 + 都市政策)
平成27年度 (2015年)	見附市総合戦略	「スマートウエルネス見附の進展」 (モデルケース + 教育 + 定住 + 雇用)
	第5次 見附市総合計画	「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち」 『総合戦略』を重点戦略とした全体の計画
令和元年度 (2019年)	SDGs未来都市	「健幸都市の実現～ウォーカブルシティの深化と定着～」

## 2

## 計画の位置づけ

### (1) 市の最上位計画

総合計画は、市政運営の方向性を示す最上位計画であり、都市政策、健康政策、福祉政策、農林業政策、商工業政策、環境政策、教育政策など、各分野の政策を推進するための個別計画に方向性を与えるものです。

### (2) 教育大綱の位置づけ

教育等に関する総合的な施策の方針を定める「教育大綱」については、総合計画の基本目標4「人が育ち人が交流するまちづくり」の中に位置づけるものとします。

### (3) 行政経営計画の位置づけ

効果的・効率的な行政運営のあり方を定める「行政経営計画」については、総合計画の基本目標5「行政経営計画（第8次行政改革大綱）」として位置づけるものとします。

### (4) 総合戦略との関係

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口問題に焦点化しながら、地方創生を戦略的に推進するための計画として策定する「第2期見附市総合戦略（令和3年度～令和7年度）」は、後期基本計画に包含し、一体として策定します。

### 3 計画の構成と期間

見附市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」の2つで構成されています。それぞれの概要は以下のとおりです。

## 基本構想

10年後の見附市の基本理念や都市の将来像を定めるものです。

平成28年度（2016年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までの10年間を対象としています。

※ 基本構想については、後期基本計画の策定に当たっての改訂はありません。

### まちづくりの基本理念

人が織り成すぬくもりや活力を生かして、安定した生活基盤を築いて、ここに住む喜びをさらに磨き上げていく

## 「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」

住んでいて良かった、そしてこれからもずっと住み続けたいと思えるまち見附。豊かな自然と共に共生しつつ、人が織り成す元気に惹かれ、行ってみたくなるまち見附。ふるさとを離れていてもいつでも優しく迎えてくれる親のようなぬくもりのあるまち見附。

親から私たちへ、そして子どもたちへと受け継がれていく人々の絆。子どももお年寄りも、ハンディキャップのある人も無い人も、すべての人が生活を楽しめる「やさしい絆」に満ちたまち。未来の実現に手を取り合う人と人の絆。私たちの未来を自分たちで考え、決めていく自律のまち見附。私たちは「やさしい絆」を支える想いやりの心を大事にしながら、活力に満ちた安全で安心な暮らしやすいまちを目指します。

### 都市の将来像

## 「スマートウエルネスみつけ」

人々が健康で、かつ、生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を送れる状態を「健幸(けんこう)=ウエルネス」と呼びます。

これまでも、市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」という理念のもと、市民、地域コミュニティ、事業者との協働により、自然と健康になれるハード整備や仕組みづくりなど、「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現に向け着実に取組みを進めてきました。

これからは、これまでの取組みにあわせて、「教育」「定住」「雇用」をはじめとした、まちづくりの要素すべてに「健幸」の理念を広げ、超高齢・人口減少社会においても持続することが出来る「スマートウエルネスみつけ」の実現を目指します。

## スマートウエルネスみつけを具現化するための4つの都市像

「スマートウエルネスみつけ」の実現に向けて、市民みんながイメージを共有しながらまちづくりを進めていくために、分野別に施策を整理した4つの都市の将来像を定め、具体的にその実現を目指します。

### 人と自然が共生し健やかに暮らせるまち

生涯を通して健康に暮らすことは、だれもが求めてやまない、最も基本的な願いです。すべての人が生きがいに満ち、いきいきと、健やかに暮らしていくことができるまちが望まれています。

市街地近くに広がる豊かな里山や、まちなかにあふれる花々は、見附の大きな財産であり、生活を豊かにしてくれる大切なものです。

心やすらぐ風景のなかで、自然と調和しながら、心身ともに健やかな生活を営むことができる「人と自然が共生し、健やかに暮らせるまち」を目指します。

### 産業が元気で活力あるまち

豊かな市民生活の基盤は、地域の産業が元気であることです。さらに、若者の定着や新たな人口を呼び込むためには、魅力のある、見附らしい産業や働く場、そして見附らしい働き方を作り出していくことが必要です。

コンパクトなまちの優位性を活かし、大学や金融機関と企業、そして行政が連携を密にすることで、新しい産業づくりや働きたい人がしっかりと働くことができる環境づくりを進めるなど、新しい産業が花開き、伝統ある産業の一層の活性化がなされる「産業が元気で活力あるまち」を目指します。

### 安全安心な暮らしやすいまち

全国で地震や大雨などの大規模な自然災害が発生している中、生命や財産に対する不安を感じずに安全安心に心穏やかな生活を送ることは、快適な暮らしの基本となるものです。見附市では、過去の経験を活かして、自助・共助・公助などの考えにもとづいた防災対策を進めています。

さらに、だれもが住みたいエリアに住むことができ、気軽に利用できる公共交通や使いやすい道路の整備、健康的な住まい方の推進など、生涯を通して安心して暮らし、住み続けることができる「安全安心な暮らしやすいまち」を目指します。

### 人が育ち交流するまち

まちは人がつくります。

地域を大切にする気持ちを、お年寄りから子どもたちまでつないでいくことが、地域を守り育て、地域を愛する人を育てます。そのためには、社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを大切にする、ソーシャルキャピタル（※）の高い人材の育成が求められ、それが、地域のことは自分たちで考え決めるという地域自治のさらなる発展へつながり、地域を大切だと思うことができる地域の魅力づくりへつながっていきます。

また、若い人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域、企業、行政が一体となり、出産から子育て、そして教育までの一貫した支援をまち全体で行うことが大切です。

人と人が関わり合い、触れ合うことで、人を大切にした見附らしい文化を創出する「人が育ち人が交流するまち」を目指します。

（※）ソーシャルキャピタル…社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念

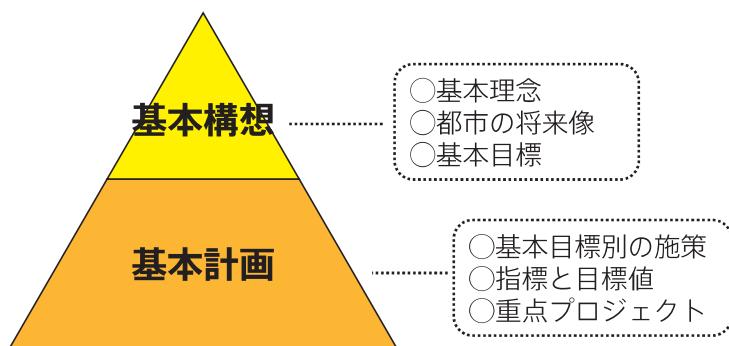
# 基本計画

基本構想で示した基本理念や都市の将来像を実現するために、施策とその方針を示したものです。

計画期間は基本構想と同じ10年間であり、前期5年間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度）、後期5年間（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））からなります。急速に社会が変化していく状況をふまえ、10年間の中間期に計画の見直しを図り、「後期基本計画」を策定しました。

後期基本計画では、基本理念や都市の将来像の実現に向け、行政分野（基本目標）別に体系化した「基本施策－主要施策－主要事業」と、行政分野を横断して総合的・重点的に取組む「重点プロジェクト」に整理しています。

## 計画の構成



## 計画の期間

H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

第5次見附市総合計画 基本構想(10年間)

前期基本計画(5年間)

後期基本計画(5年間)

※今回策定する部分

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会経済環境の変化

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画策定（平成28年度）以降の社会経済状況の変化を踏まえる必要があります。

#### （1）人口減少・少子高齢化の進展

人口減少や少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

見附市においては、平成27年度に「第1期見附市総合戦略」、「見附市人口ビジョン」を策定し、出生数の維持や社会動態の改善に向けた取組みを推進してきました。人口減少率は県内の自治体の中では低い水準を維持していますが、平成27年以降も人口減少（H27：40,608人→R2：39,128人（▲1,480人））、出生数の減少（H27：306人→R2：238人（▲68人））、高齢化率の上昇（H27：29.9%→R2：32.9%（+3ポイント）は止めることはできず、国の人団推計（R22(2040)年推計：30,908人）からもその傾向が続くことが予想されています。

今後も、出生数の増加や社会動態の改善などの人口減少抑制に向けた取組みを推進していくとともに、人口減少を前提とした持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

#### （2）地方創生・地域間競争

国において、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されて以降、全国の自治体で地方創生への動きが活発化する中で、地域間競争が激しくなっています。

これまでのまちづくりを通して磨いてきた、見附市の魅力や強みを活かしながら、地方創生の取組みを推進していく必要があります。

#### （3）人生100年時代への対応

令和2年版厚生労働白書では、2040年に65歳の人が90歳まで生きる確率は、男性42%、女性68%と長寿化が一層進むと予想しており、「人生100年時代」がより身近になっています。生産年齢人口の減少による、介護・医療の担い手不足を克服していくためには、これまで見附市が進めてきた「スマートウエルネスみつけ」の理念のもと、予防や健康づくりを通じた健康寿命の延伸に取り組むとともに、女性・高齢者の働きやすい環境整備や活躍の場を充実していくことが必要です。

#### （4）デジタルテクノロジーの進歩

AI、5G、IoT（※）などのデジタルテクノロジーが急速に進歩しています。今後も人口減少が予測される中で、経済発展と社会的課題の解決を両立し、市民誰もが人間らしい豊かな生活を実現していくためには、様々な分野においてデジタルテクノロジーを活用していく必要があります。また、行政においても、事務の効率化や住民サービスの向上の観点から、デジタルテクノロジーを最大限活用することが求められています。

## (5) 新型コロナウイルス感染症など新たなリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症の発生により、市民や企業などの社会経済活動は深刻な影響を受けています。市の最優先課題として、まずは感染拡大防止対策や影響を受けた市民の生活、企業の経済活動への支援を行うことで、感染症による影響をできるだけ抑える必要があります。

また、感染症の完全な収束までには数年を要するとの予測もあり、新たな感染症が発生するリスクもあります。それらのリスクにも対応できるよう、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた環境整備に取り組む必要があります。

## (6) S D G s（持続可能な開発目標）の意識の高まり

2015年9月の国連総会で全会一致で採択されたS D G s（持続可能な開発目標）は、世界共通の目標とされています。国においてもS D G sの実現に向けた取組みを推進しており、企業活動や市民活動でもS D G sの意識が高まっています。

見附市においては、これまで取り組んできた「スマートウェルネスみつけ」の実現に向けたまちづくりが、令和元年7月に国より「S D G s未来都市」に選定され、S D G sの考え方の普及や実現に向けた取組みを進めいくこととしています。

S D G sの理念である、「誰一人取り残さない」持続可能な地域づくりに向けて、行政だけではなく、企業、市民など全ての関係者が協力して取り組む必要があります。

(※)

A I（エー・アイ / Artificial Intelligence）

…コンピューターがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、議題定義や解説、学習などを行い、人間の知的能力を模倣する技術。

5 G（ファイブ・ジー / 5th Generation）

…「第5世代移動通信システム」の略称。現在の4 Gと比較し、高速で大容量での通信が可能な技術。

I o T（インターネット・オブ・シングス / Internet of Things）

…コンピューターなどの情報通信機器だけでなく、あらゆるもののがインターネットに接続される技術。

令和2年9月に、まちづくりに対する市民の声を把握し、第5次見附市総合計画後期基本計画策定に反映させていくために、まちづくり市民アンケートを実施しました。調査は市内に在住する18歳以上の人の中から1,200人を無作為に抽出して行い、652人から回答がありました。(回答率54.3%)

### (1) 住みやすさについて

約9割の人が、見附市は「住み良い」と感じており、平成26年度に比べ、3.3ポイント増加しています。また、およそ7割の人が、10年前に比べ「魅力が増してきた」と感じています。

この5年間のまちづくりが、市民から高く評価されている結果となっています。

#### ① 見附市は住み良いまちですか

90.3%の人が「住み良い」「どちらかといえば住み良い」と回答しています。

平成5年に現在のアンケートを実施してから最も高い数値となりました。

調査年度	住み良い どちらかといえば住み良い	住みにくい どちらかといえば住みにくい
平成26年度	87.0%	10.4%
平成28年度	87.8%	10.0%
平成30年度	87.7%	11.6%
令和2年度	90.3%	7.8%

#### ② 見附市は、10年前と比べて魅力あるまちになってきたと思いますか

71.8%の人が「大きく魅力が増してきた」「多少魅力が増してきた」と回答しています。

令和2年度は平成26年度に比べて2.9ポイント増加しています。

調査年度	大きく魅力が増てきた 多少魅力が増してきた	多少魅力がなくなってきた かなり魅力がなくなってきた
平成26年度	68.9%	25.6%
平成28年度	73.1%	21.2%
平成30年度	72.1%	25.8%
令和2年度	71.8%	24.2%

### (2) 満足度と重要度について

消防や救急時の体制といった、いざという時の対応に関する項目は、重要度も満足度も高くなっています。また、衛生環境や治安の維持など生活に密接に関わる基本的な項目の満足度が高く、見附市の住み良さを表しています。

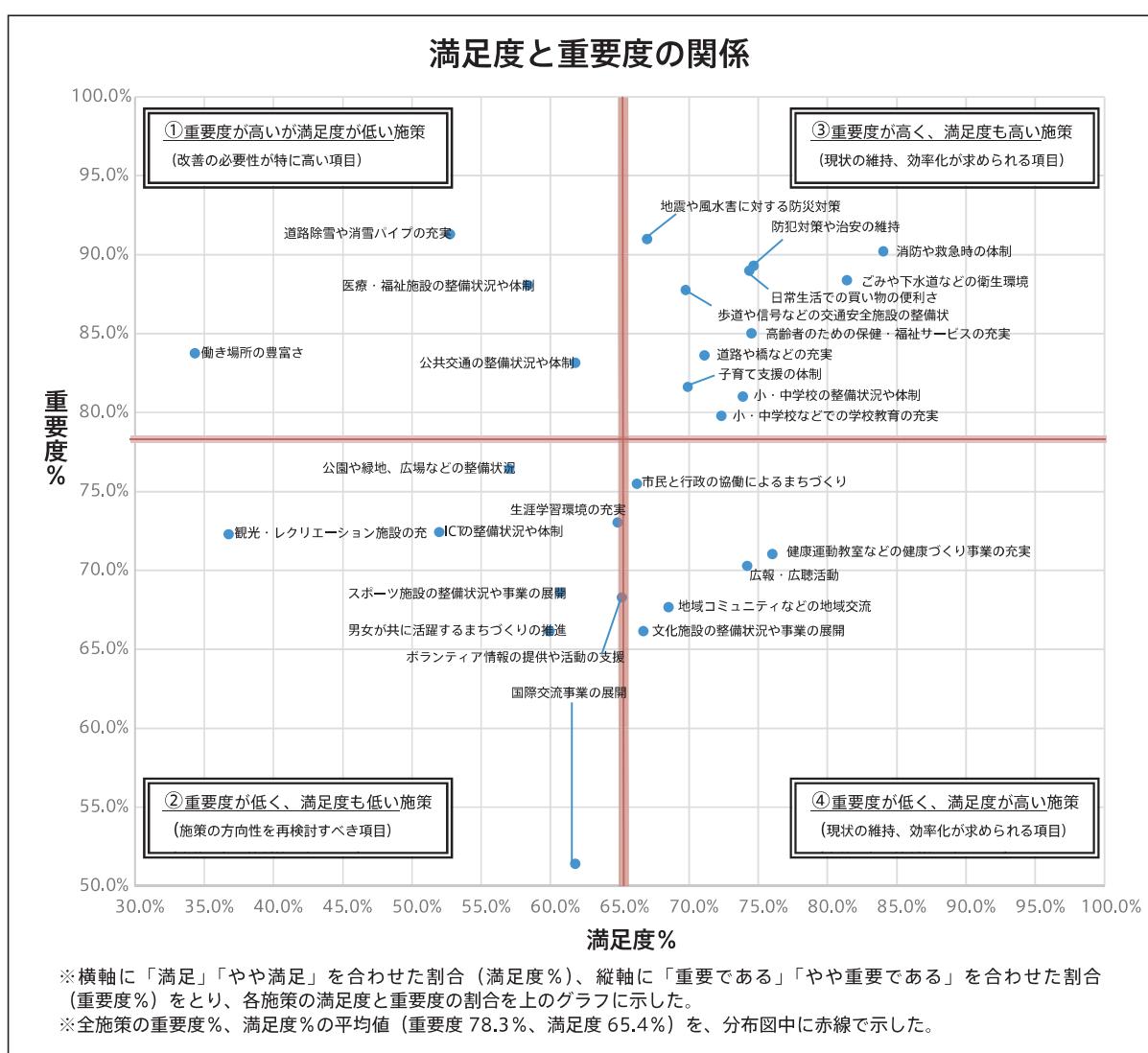
一方で、道路除雪や消雪パイプの充実といった項目は、重要度が高いが満足度は低く、改善の必要性が高い項目になっています。

① 満足度 「満足」「やや満足」の合計)

順位	満足度が高い項目		満足度が低い項目	
1	消防や救急時の体制	84.0%	働き場所の豊富さ	34.4%
2	ごみや下水道などの衛生環境	81.4%	観光・レクリエーション施設の充実	36.8%
3	健康運動教室など健康づくり事業	76.1%	ICT(情報通信技術)の整備状況や体制	52.0%
4	防犯対策や治安の維持	74.7%	道路除雪や消雪パイプの充実	52.8%
5	高齢者のための保健・福祉サービスの充実	74.5%	公園や緑地、広場などの充実	57.1%

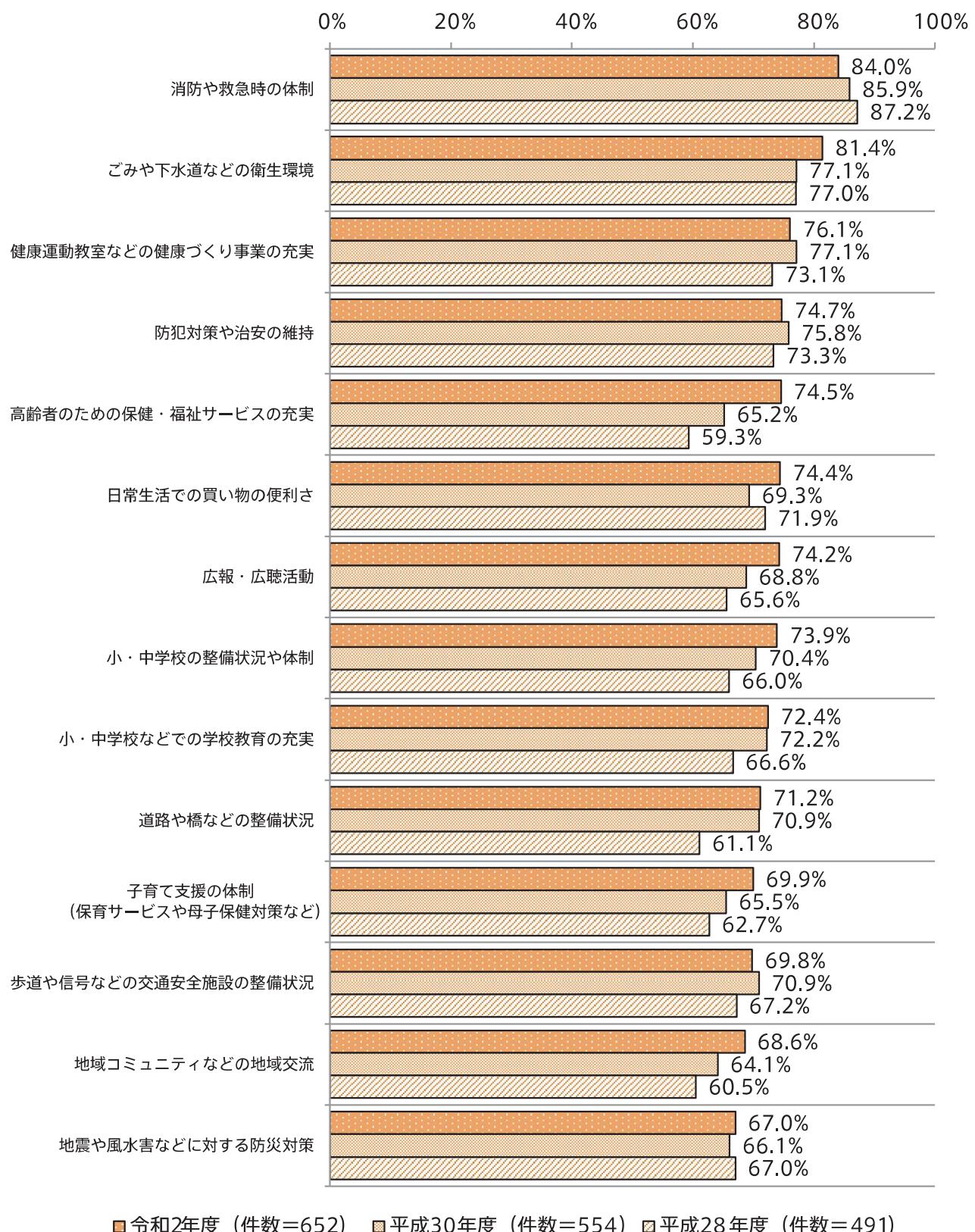
② 重要度 「重要」「やや重要」の合計)

順位	重要度が高い項目		重要度が低い項目	
1	道路除雪や消雪パイプの整備状況	91.3%	国際交流事業の展開	51.4%
2	地震や風水害などに対する防災対策	91.0%	男女が共に活躍するまちづくりの推進	66.1%
3	消防や救急時の体制	90.2%	文化施設の整備状況や事業の展開	66.1%
4	防犯対策や治安の維持	89.3%	地域コミュニティなどの地域交流	67.6%
5	日常生活での買い物の便利さ	89.0%	ボランティア情報の提供や活動の支援	68.3%

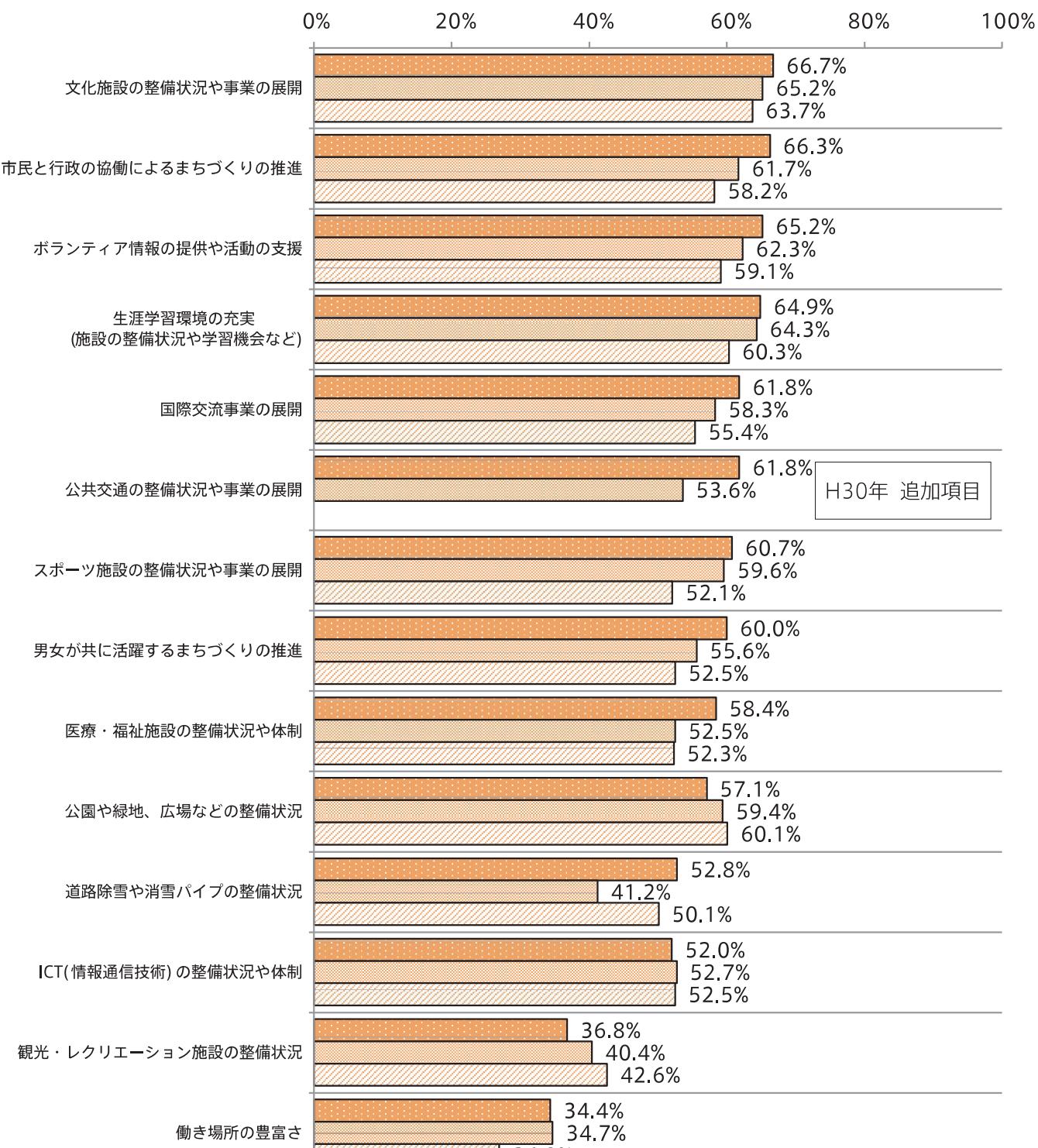


平成28、30年度、令和2年度のまちづくり市民アンケートにおける、各項目の「満足度・やや満足の合計」の割合を比較すると次のようになります。

(1/2)



■令和2年度 (件数=652) ■平成30年度 (件数=554) □平成28年度 (件数=491)



■ 令和2年度 (件数=652) ■ 平成30年度 (件数=554) □ 平成28年度 (件数=491)

### 3

## 前期基本計画の進捗状況

前期基本計画では「基本施策の達成度をはかる指標」として、都市の将来像を実現するための基本目標1～4で39項目、第7次行政改革大綱（基本目標5）で3項目を設定し、計画の進捗状況をはかる仕組みを作りました。

前期基本計画の計画期間が、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとなっていることから、指標の達成度は途中経過となります。令和2年9月30日現在での進捗状況について評価検証を行いました。

### ○ 評価の方法

令和2年9月30日時点で把握している数字（令和1年度実績、令和2年度市民アンケート）をもとに、前期基本計画で設定した目標及び基準年に対して、以下の考え方で評価を行いました。

○（達成）：計画で設定した目標を達成

○（数値向上）：計画で設定した目標を達成していないが、数値が向上したもの

△（数値維持）：計画で設定した目標を達成していないが、数値を維持したもの

×（数値悪化）：計画で設定した目標を達成しておらず、さらに数値が悪化しているもの

### （1）都市の将来像を実現するための指標について（基本目標1～4）

前期基本計画で設定した目標を達成した項目（28項目）と、基準年から数値が向上した項目（6項目）を合わせると34項目、87.1%となっており、計画の進捗は順調に推移していると考えられます。また、人口問題については、本市は県下でも人口減少の少ない状況にありますが、指標として掲げた「出生数の維持」については、計画期間で1度も目標を達成することが出来なかったことから、目標値の見直しとともに、後期基本計画に引き継がるべき課題として認識しています。

#### ① 全体の達成状況

	○(達成)	○(数値向上)	△(数値維持)	×(数値悪化)	合計
指標数	28項目	6項目	2項目	3項目	39項目
割合	71.7%	15.4%	5.1%	7.8%	100%

⇒○+○=34項目（87.1%）

## ② 指標ごとの達成状況

基本目標	基本施策	指標	前期基本計画の指標値		進捗状況	
			基準 (H27年度)	目標 (R2年度)	現状	達成状況
1 るまちづくり 人と自然が共生し健やかに暮らせ	(1)日本一健康なまちをめざします	要支援・要介護認定率	16.9%	19.2%以下	17.6%	◎
		国保特定健診の受診率	52.6%	56.0%	50.8% (H30)	×
	(2)だれもが生き生きと暮らせるまちをめざします	「高齢者のための保健・福祉サービスの充実」満足度	62.3% (H26)	増	74.5%	◎
		悠々ライフ参加延べ人数	6,923人	6,000人	7,048人	◎
	(3)地域から始める地球環境保全に取り組みます	1人1日当たりのごみ排出量	873g	839g以下	869g	△
		リサイクル率（資源化率）	18.5%	21.1%	15.0%	×
	(4)花と緑のある暮らしの創出を目指します	「公園や緑地、広場などの整備状況」満足度	56.5% (H26)	増	57.1%	◎
2 産業が元気で活力あるまちづくり	(1)新しい産業づくりを推進します	起業創業の件数（累計）	3件	20件	24件	◎
		農業担い手の農地面積割合	46.4%	53.0%	59.6%	◎
	(2)見附型地域産業の育成支援に取り組みます	製造品出荷額等	909億円 (H25)	960億円	1,119億円 (H29)	◎
		観光客来訪者数	143万人	165万人	172万人	◎
	(3)観光による地域経済の活性化を推進します	オープファクトリー来場者数	2,149人	6,500人	9,246人	◎
		「働き場所の豊富さ」満足度	22.1% (H26)	増	34.4%	◎
	(4)雇用対策を推進します	主要企業の地元就職率	46.4%	50.0%	40.3%	△
3 安全安心な暮らしやすいまちづくり	(1)災害に強いまちづくりを推進します	「地震や風水害などに対する防災対策」満足度	66.1% (H26)	増	67.0%	◎
		防災訓練参加者数	15,000人	1万人以上	11,681人	◎
	(2)消防・救急体制を整備します	「消防や救急時の体制」満足度	85.4% (H26)	現状維持 あるいは増	84.0%	◎
		市内での犯罪発生件数	192件	減	170件	◎
	(3)地域の安全安心の確保に取り組みます	「防犯対策や治安の維持」満足度	73.9% (H26)	増	74.7%	◎
		主要なまちなか賑わい施設の来場者数	160万人	200万人	189万人	○
	(4)歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます	市街化区域内でのゾーン30取組区域の割合	8.4%	25.1%	13.6%	○
		コミュニティバスの利用者数	118,044人	200,000人	184,647人	○
	(5)利便性の高い交通体系づくりを推進します	「道路や橋などの整備状況」満足度	63.0% (H26)	増	71.2%	◎
		ウエルネスタウンみつけ分譲率	造成準備中	100%	18.9%	○
	(6)住みつがれる環境づくりに取り組みます	見附市定住促進・健幸住宅取得補助金補助件数	33件	毎年35件	55件	◎
		水道老朽本管残存延長	248m	0m	44m	○
	(7)快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます	ガス腐食劣化対策管（本管）残存延長	8,981m	0m	1,461m	○

基本目標	基本施策	指標	前期基本計画の指標値		進捗状況	
			基準 (H27年度)	目標 (R2年度)	現状	達成状況
4 人が育ち人があつめます 人が育ち人があつめます	(1)子育て環境の充実に努めます	出生数の維持	292人	300人	238人	×
		「子育て支援」満足度	62.6% (H26)	増	69.9%	○
	(2)たくましく生きていく「生きる力」を育成します	児童・生徒の平均正答率(全国学力学習状況調査)	小・中平均以上	小・中平均以上	小・中平均以上	○
		体力の合計点(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小・中國平均以上	小・中平均以上	小・中平均以上	○
	(3)地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます	児童・生徒1あたりの学校応援団(保護者、地域の人材)の人数	2.09人	2.7人	2.7人	○
		見附市小中学校共通アンケートで自分の住んでいる地元が好きな子どもの割合	94%	90%	94%	○
	(4)快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します	就学支援に関する相談を行った児童・生徒の割合	1.33%	増	2.74%	○
		「小・中学校の整備状況や体制」満足度	72.1% (H26)	増	73.9%	○
	(5)ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます	「生涯学習環境の充実」満足度	59.8% (H26)	増	64.9%	○
		「市民と行政によるまちづくりの推進」満足度	57.2% (H26)	増	66.3%	○
	(6)市民と行政の協働を推進します	「地域コミュニティなどの地域交流」満足度	61.9% (H26)	増	68.6%	○
		市外から転入した人数(毎年10/1～9/30の数値)	869人	毎年+50人	940人(+71人)	○

※ 着色した指標は、市民アンケートにおける満足度で、数値(%)は「満足」、「やや満足」の合計値。

## (2) 第7次行政改革大綱の指標について（基本目標5）

前期基本計画で設定した目標の達成状況は、「人口当たりの職員数」では県内市の中で2番目に少なく、概ね水準を維持できたと評価しています。一方で「自主財源比率」については、基準年から自主財源額は増加しているものの、近年、大型の公共事業を実施したことにより依存財源額が大きく増加したことで自主財源比率は下がり、目標達成には至りませんでした。また「将来負担比率」についても、大型の公共事業による市債残高の増加および財政調整基金等の基金残高の減少により、県平均以下を維持することができず、目標を達成することができませんでした。なお、将来負担比率は、ガス事業の譲渡による基金残高の増加などにより、令和2年度以降、当面の間は現状よりも60ポイント程度減少する見込みであり、県平均以下を維持できる見通しとなっています。

基本目標	基本施策	指標	前期基本計画の指標値		進捗状況	
			基準 (H27年度)	目標 (R2年度)	現状	達成状況
5 行政経営計画	(1)行政運営の見直しを進めます	「人口当たりの職員数」の水準	県内市の中で最も少ない職員数(政令市除く)	水準の維持	県内市で2番目に少ない	○
	(2)収入の確保に努めます	自主財源比率	44.4%	47.5%	38.8%	×
	(3)支出の適正化に努めます	将来負担比率	62.7%	県平均以下を維持	145.9%(県平均:103.9%)	×

## 4 第1期総合戦略の進捗状況

第1期総合戦略は、超高齢・人口減少社会にあって、人口が減少しても将来にわたり持続できるまちづくりを進めるため、国と新潟県の総合戦略の方針を踏まえ、「第4次見附市総合計画」や「スマートウエルネスみつけ」の基本的な考え方を骨格として、それまでのまちづくりを継続・発展させるため、新たに「雇用」、「定住」、「教育」関連の施策を盛り込んだ総合的な戦略としています。具体的には、まち・ひと・しごと創生の観点から効率的な目標達成に向け、次の4つの柱を掲げ、年度別の数値目標を設定し取り組んできました。

第1期総合戦略の計画期間において、具体的な施策毎に重要業績指標を171設定しましたが、「○達成済み」「○達成見込み」「△数値向上または維持」が、全体の83.1%を占め、着実に進捗してきました。本市の取組みと課題を次のとおり評価し、残された課題については、本計画において引き続き対応していきます。

### (1) 地域活性化モデルケースの伸展

国の地域活性化モデルケースに選定された「超高齢化・人口減社会を克服するスマートウエルネス都市」の地方都市型のまちづくりモデルとして、過度の車依存から脱却し、歩いてくらせるまちづくりを実現するため、都市機能の集約と公共交通網の整備等を中心に、人口が減少しても持続できるまちづくりを進めました。

市街地においては、まちなかの活性化と利便性の向上を図り、平成28年8月にオープンした「みつけ健幸の湯ほっとぴあ」は、年間約20万人の利用があり、まちなかへの来場者の増加や新規出店の増加などにもつながり、商店街の活性化に好影響を与えました。また、周辺地域では地域コミュニティの活動を中心に日常生活や交流が持続できる環境を推進すると共に、拠点間のネットワークとしてコミュニティバスやデマンドタクシーなどにより、生活を支える公共交通を整え、利用者も増加傾向となっています。

また、高齢者になっても安心して生活できるよう市内4カ所に設置した地域包括支援センターを中心に、地域包括ケア体制を確立し、認知症サポーターや介護ボランティアなどの地域の支えとなる方々の育成を推進しました。

地域の魅力発信や生活の利便性などの向上を図ると共に、住み替え施策や住環境の向上を促進するなど、市外からの転入者の増加につながりました。

### (2) 人が育ち人が交流するまちづくり

結婚、出産、子育て、高齢者など幅広い年代に対する施策、人が交流し支えあうまちづくりに必要な共助や教育といった分野の施策、これまで進めてきた健幸施策について推進してきました。

子どもたちの「ふるさとを愛する心」の育成を目標に掲げ、「共創郷育」の理念のもと、学校と家庭、地域の連携を強化し行うことにより、郷土愛を持った子どもたちの割合が増加しました。また、夏休みに学校や学年の垣根を越えて、行政、地域、企業やNPO法人が子どもたちに様々な体験を提供する「わくわく体験塾」は、事業数、児童参加率ともに大幅に向上しました。

また、結婚、出産、子育てへの支援は、健診費や医療費の経済的な支援、「妊娠・出産・育児」を包括的に支援する「ネウボラみつけ」の立ち上げ、妊産婦への支援や「放課後児童クラブ」の充実を図るなど、環境整備を行いました。一方、結婚支援策や不妊・不育症治療費の助成を行うなど包括的な取組みを行うものの、出生数の維持にはつながりませんでした。

人生100年時代と言われる中、高齢者の生きがいや地域コミュニティを中心とした交流を通じて、ソーシャルキャピタルを高めるとともに、雇用機会の充実や健康への取組みを促すなど、住み慣れた地域で安心して暮

らし続けることができるよう環境を整えました。

### (3) 産業が元気で活力あるまちづくり

地域経済や産業全体が元気で活力を取り戻すことにより、雇用の確保や若者の定住につながる施策を進め、労働人口の減少が深刻となる中、地場産業の振興や後継者の確保を図るとともに、付加価値の高い産業を目指し、各施策を推進しました。

見附が有する素材や人材といった地域資源を最大限に生かし、基幹的な地域産業である繊維産業への支援や情報発信などを行うと共に、アウトレットショップ「プリメイラ」やネーブルみつけの「みらい市場」、インターネットショッピングモール「どまいち」のリニューアル、「パティオにいがた」の地元農産物販売の更なる充実などにより地域経済の活性化につながりました。また、中部産業団地の分譲完了や進出企業の操業開始により、経済効果と地域雇用の促進や若者の定住促進に寄与しました。

また、働く場の充実については、「みつけ生涯現役促進協議会」を立ち上げ、55歳以上の高年齢者が持つ豊富な経験・技術を活かし、生活や能力に合わせた多様な雇用・就業機会を創出し、企業の人材不足の解消、高年齢者が生涯にわたって活躍できる地域を目指し、企業と就業希望者のマッチングを図り、労働人口の確保や経済活性化に寄与しました。観光面は、施設の充実を図ると共に、他市と広域連携での情報発信をするなどし、観光客の増加につながりました。

### (4) 選ばれるまちづくり

安心して暮らせる住みやすい住環境や特徴のあるまちづくりによる見附市の魅力を発信し、人口減少社会にあっても定住先として選ばれ、住む人が心豊かに暮らし続けられるまちを目指しました。

だれもが安心して生活できるよう、医療環境の体制整備や介護サービスの量と質の充実を図ると共に、自主防災組織による共助の充実を図るなど、災害に強いまちづくりを進めました。また、歩きやすい快適な歩行空間のためバリアフリー化された歩道の延長や歩行者の安全確保のためゾーン30のエリア設定箇所を広げるなど、健幸都市の社会インフラの整備を推進しました。一方で、公共交通インフラは、民間路線バスの廃線への対応として、新たな地域にデマンドタクシーを利用できるようにするなど公共交通空白地域の解消を図りました。

移住や定住の促進を図るため、U・Iターン者への各種補助制度、見附市を離れて暮らす出身の方々や応援者で構成される「見附さぽーた」との交流会を開催するなど交流の場の提供に努めました。

## 5

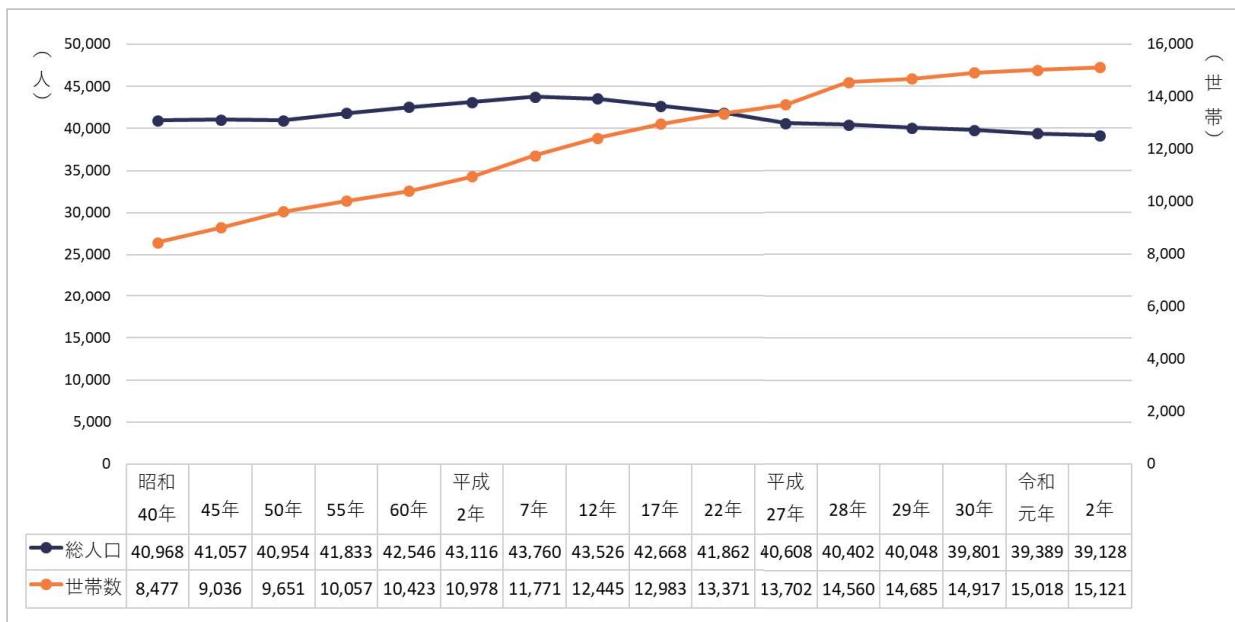
## 見附市の人口の見通し～見附市人口ビジョン（令和2年度改定）～

### （1）人口の現状分析

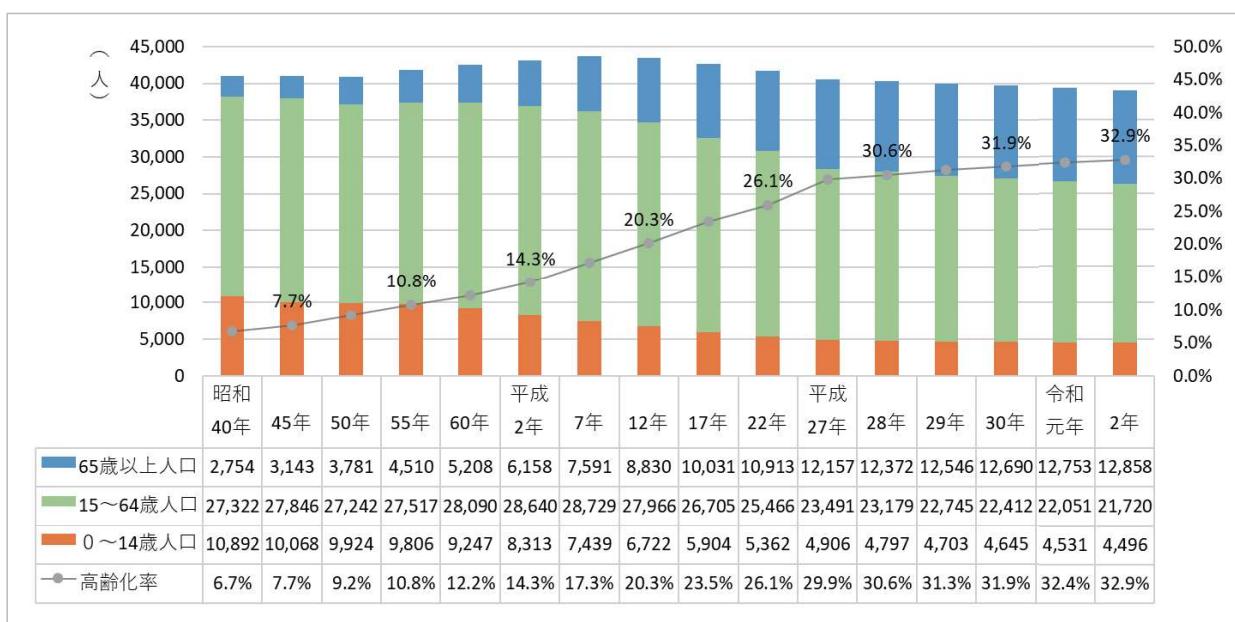
#### ① 総人口の推移

見附市の人口は、バブル経済期にかかる昭和55年頃から緩やかに人口が増加し、国勢調査ベースでは、平成7年国勢調査において43,760人でピークを迎えました。その後、現在まで緩やかに人口が減少し、平成27年国勢調査では40,608人となりました。少子化と高齢化が同時に進行し、現在も人口の減少が続いています。

総人口・世帯数の推移 引用元：S40～H27は国勢調査、H28～R2は新潟県人口移動調査結果



年代別人口の推移 引用元：S40～H27は国勢調査、H28～R2は新潟県人口移動調査結果

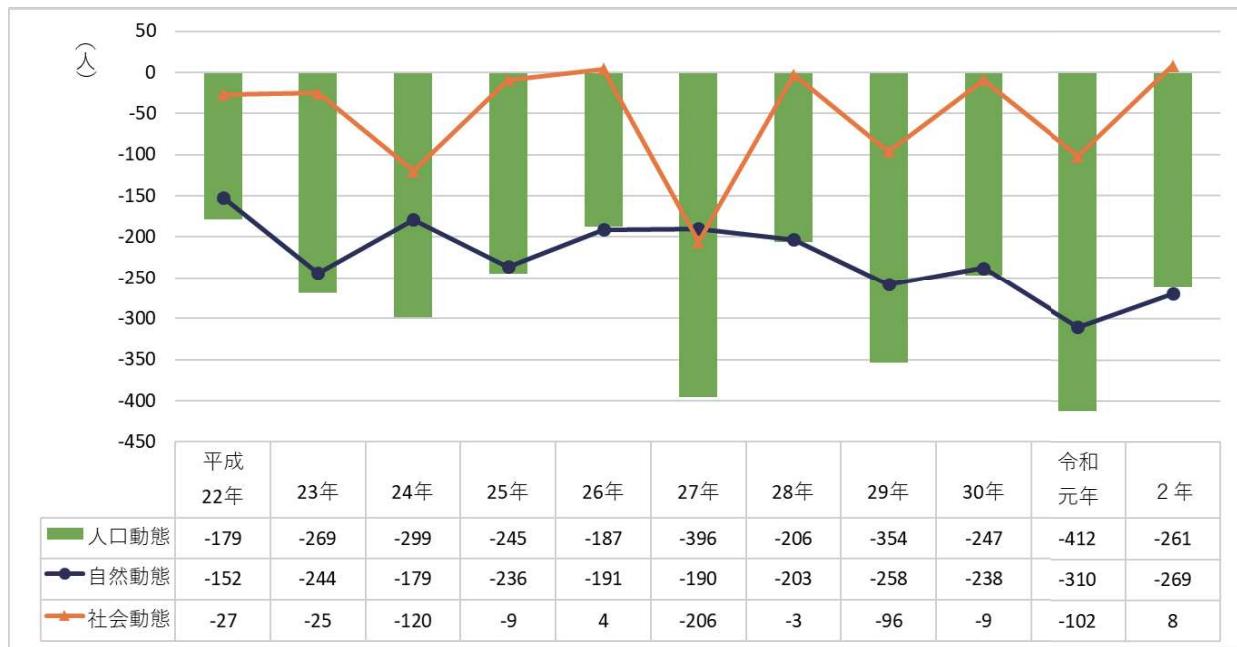


※端数処理と年齢不明人口数により各年齢区分の人口の和が総人口と一致しない場合があります

## ② 人口動態の推移

人口動態は、一定の傾向は見られず年により増減しています。自然動態は年々減少幅が大きくなっています。  
社会動態では平成27年、29年、令和元年と隔年で大きく減少する傾向が見られます。

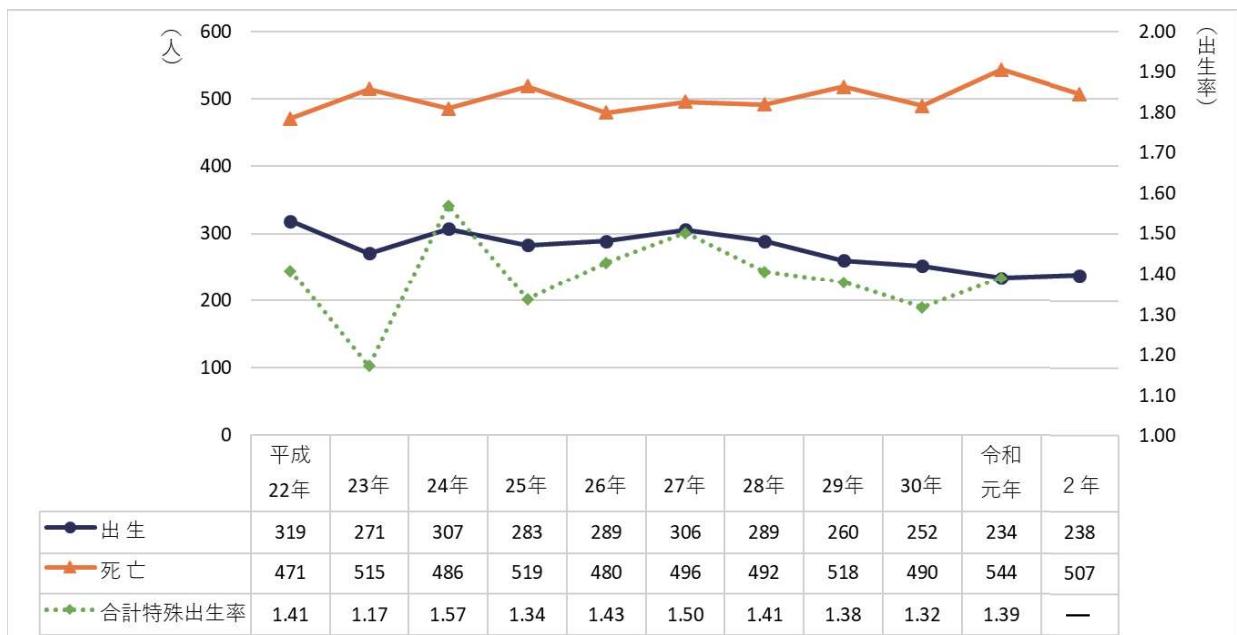
人口動態の推移 引用元：新潟県人口移動調査結果



### 1) 自然動態

平成28年ごろまで、出生数300人前後を維持していましたが、その後、減少が続き令和2年度は238人となりました。死亡者数は500人前後を推移しています。

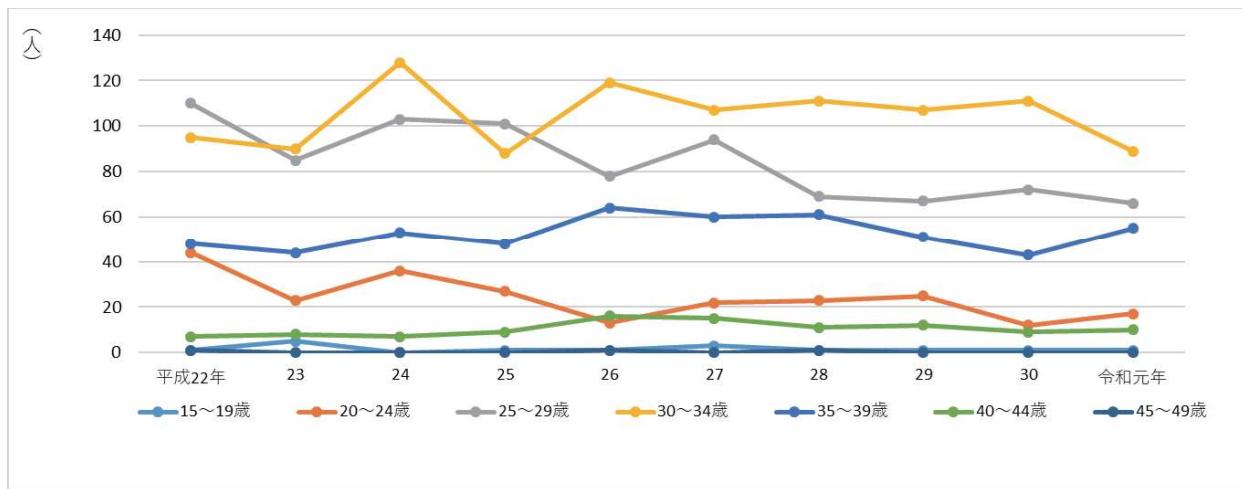
自然動態・合計特殊出生率の推移 引用元：人口動態／新潟県人口移動調査結果、出生率／新潟県保健福祉年報



## 年齢階層別出生数

引用元：厚生労働省人口動態調査

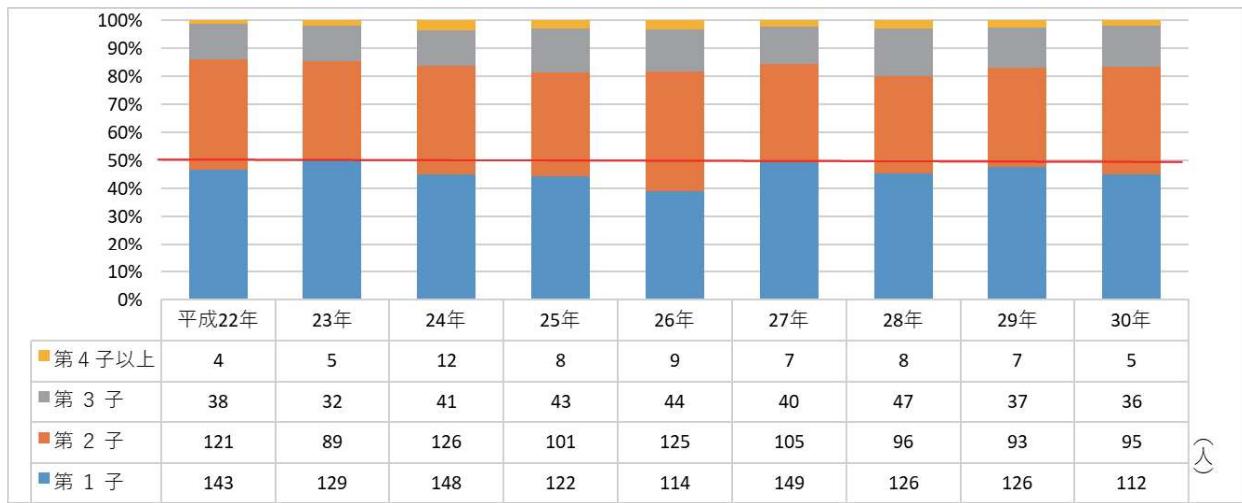
近年は25歳～39歳での出生数が全体の9割を占めています。



## 出生順位別出生数の推移

引用元：長岡地域振興局 健康福祉環境の現況

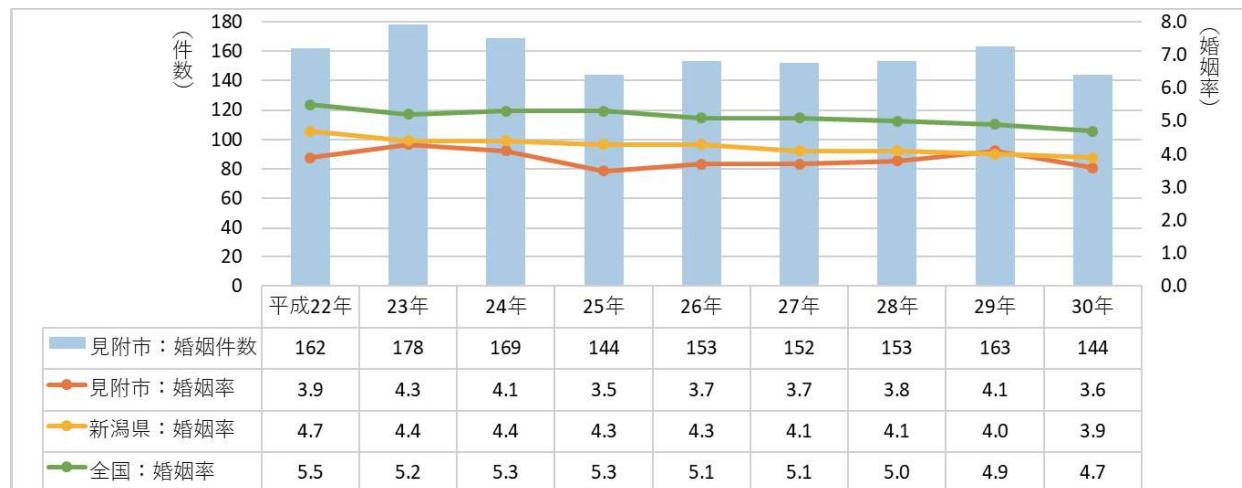
平成26年では第2子の出生割合が第1子を上回りましたが、以降は第1子の出生割合が約5割を占める状況が続いています。



## 婚姻率の推移

引用元：長岡地域振興局 健康福祉環境の現況、新潟県福祉保健年報

婚姻数は150～160件前後で推移し、婚姻率は国、県よりも低くなっています。



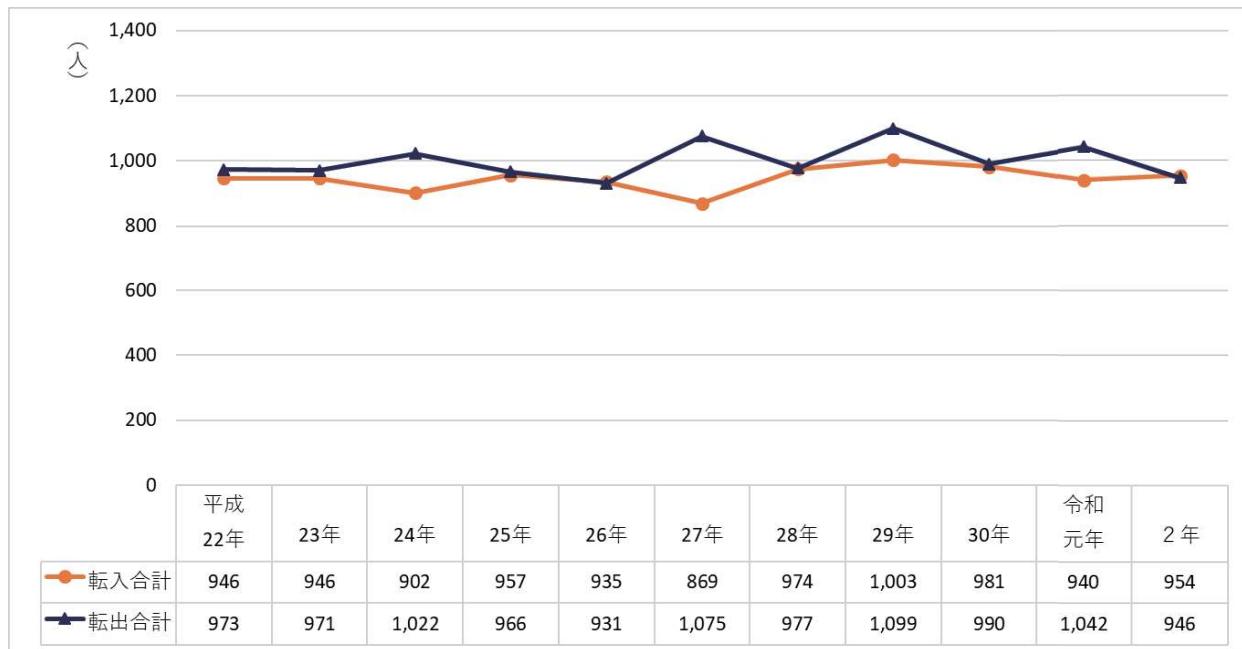
## 2) 社会動態

平成22年以降は転入と転出ともに1,000人前後で推移しています。

年齢階級別の人団体移動数では、10代後半～20代前半で転出超過が大きくなっています。進学・就職に伴う転出が多いことが推測されます。また、0歳～14歳が転入超過となっていることから、20歳代後半～30歳代の子育て世帯の転入増加が考えられます。転出超過している年度は職業理由による転出、転入超過している年度は住宅理由による転入が主な要因となっています。

社会動態の推移

引用元：新潟県人口移動調査結果



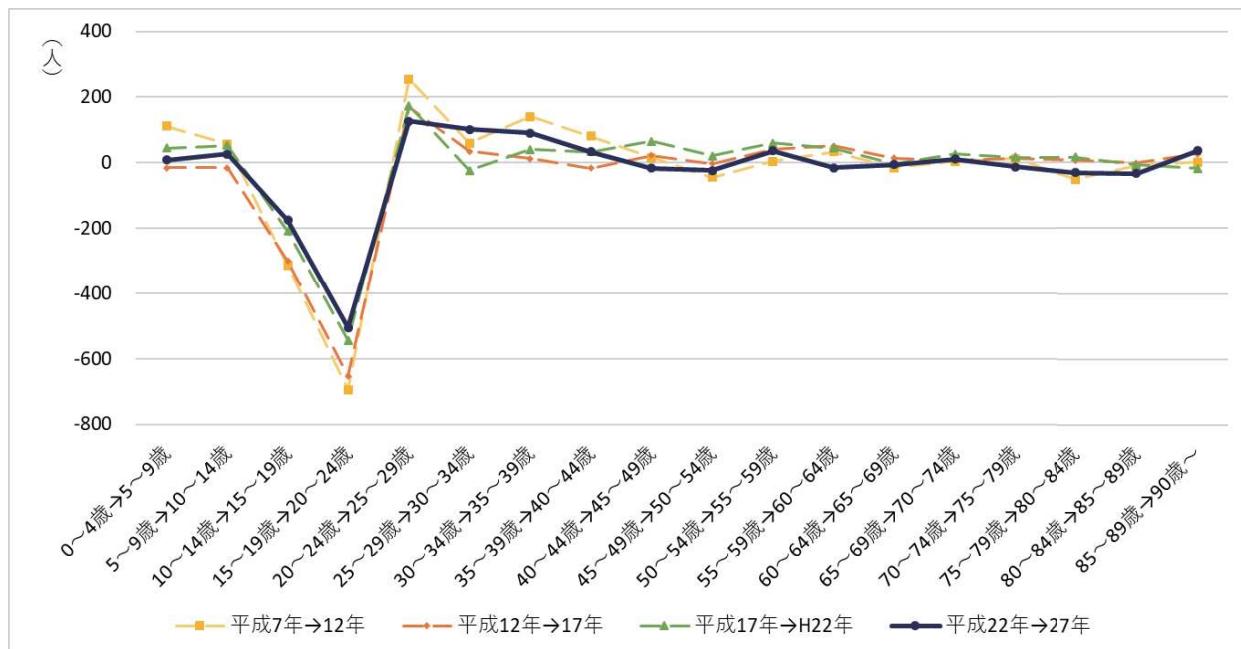
年齢階級別的人口移動状況の長期的動向

引用元：国勢調査

長期的な人口移動は年代が進むにつれて移動の規模が縮小する傾向にあります。

0歳～4歳→5歳～9歳、5歳～9歳→10歳～14歳は転入の増加が続いていることから、20歳代後半から40歳代の子育て世帯の転入が要因と考えられます。

※移動状況数の算定方法：年齢集団の人口－5年前の5歳下の年齢集団の人口



## (2) 人口ビジョン策定後5年間の進捗・評価（平成27年～令和2年）

### ① 総人口

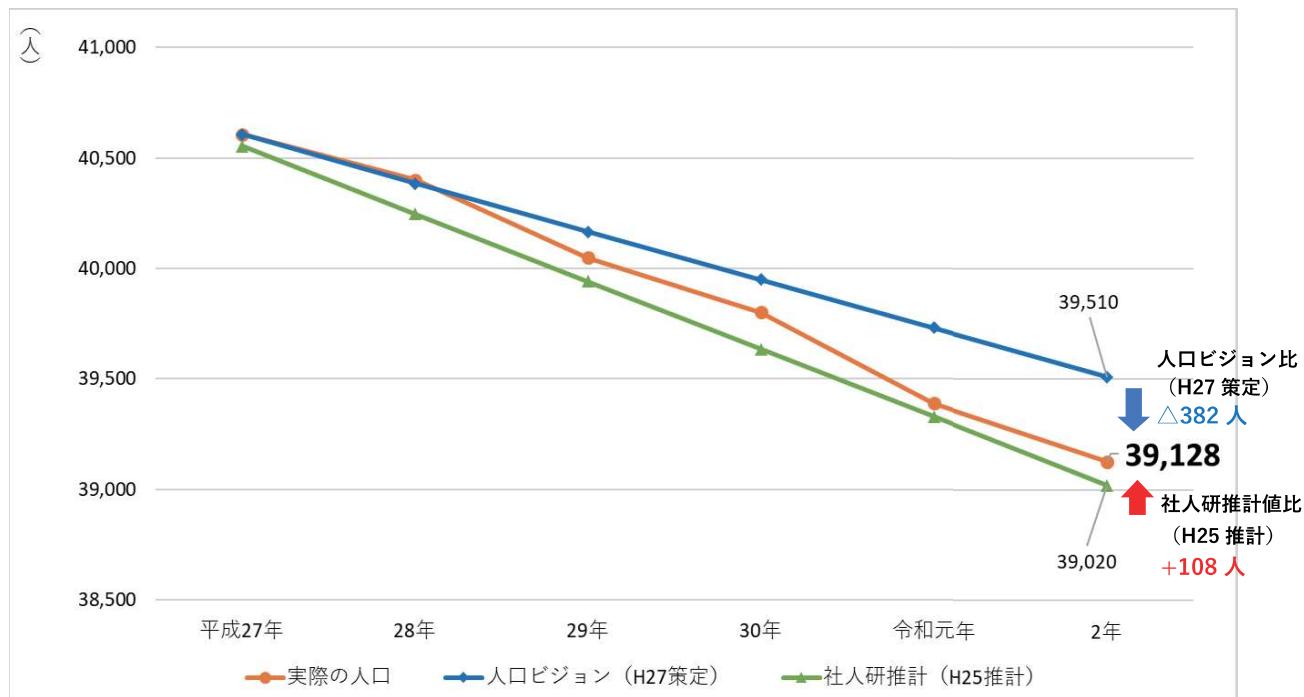
平成27年度に「人口ビジョン」を策定し、出生数や社会動態の目標を設定し、人口減少の抑制に取り組んできました。策定以降の人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所の（以下、社人研）の推計は上回っているものの、「人口ビジョン」の推計値との乖離幅が年々広がる結果となりました。

後述の出生数目標および、若年層の社会動態改善目標が共に未達成となり、0～4歳の人口と20歳代の人口が推計を下回ったことが要因と考えられます。

総人口実績と人口ビジョン、社人研推計との比較

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
実際の人口	40,608	40,402	40,048	39,801	39,389	39,128
人口ビジョン(H27策定)	40,603	40,385	40,167	39,949	39,731	39,510
人口ビジョン比	5	17	△119	△148	△342	△382
社人研推計(H25推計)	40,553	40,247	39,941	39,635	39,329	39,020
社人研比	55	155	107	166	60	108

総人口の推移



## ② 推計目標値の達成状況

### 1) 出生数の維持

出生数の目標を年間300人と設定しましたが、目標に達せず年々目標との乖離幅が広がっています。

主な要因として、出生率が平成27年度から横ばい、下降傾向で推移していることに加え、20～39歳の女性人口が世代間の人口差により年々減少していることが要因と考えられます。

#### 出生数目標値と実績

引用元：出生数／新潟県人口移動調査結果、出生率／新潟県福祉保健年報

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
出生数(実績)	306	289	260	252	234	238
目標乖離	6	△11	△40	△48	△66	△62
出生率(実績)	1.5	1.41	1.38	1.32	1.39	-

#### 20～39歳女性人口（平成27年比較）

引用元：新潟県人口移動調査結果

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
実績値:20～39歳女性	3,916	3,781	3,670	3,578	3,436	3,408
平成27年比	-	△135	△246	△338	△480	△508

### 2) 年代別・社会動態の改善

20歳代、30歳代の社会動態の改善目標は、ほぼ未達となり、一定の傾向は見られず年度によって増減しています。20歳代、30歳代では職業・住宅理由による転出入が主な増減理由となります。また、60歳代については、達成した年度もありますが、年々社会動態は悪化傾向にあります。

#### ○20歳代 改善目標：20人／年の改善（H26:△63人→目標:△40人）

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
社会動態	△166	7	△103	△51	△57	△52
目標との乖離	△126	47	△63	△11	△17	△12

#### ○30歳代 改善目標：10人／年の改善（H26:+44人→目標:+55人）

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
社会動態	△17	△16	1	27	△18	32
目標との乖離	△72	△71	△54	△28	△73	△23

#### ○60歳代 改善目標：10人／年の改善（H26:+2人→目標:+10人）

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
社会動態	2	17	11	△3	△14	8
目標との乖離	△8	7	1	△13	△24	△2

引用元：新潟県人口移動調査結果

### (3) 人口ビジョンの改定について

#### ① 改定の考え方

「見附市人口ビジョン」策定後に公表された、社人研の最新の「人口推計」（平成30年3月公表、平成27年国勢調査をもとに推計）を基準に、平成27年度策定以降の見附市の人口の推移及び進捗評価、また今後の見附市の目指すべきまちづくりの方向性を踏まえ、目標値の修正を行い、将来人口の推計を行います。

#### ② 対象期間

見附市の人口規模では、長期的な人口の推移は政策や他の理由に大きく影響され、不確定要素が多くなることから、平成27年策定時と同様に令和22年（2040年）までを人口ビジョンの対象期間として人口を推計します。

#### ③ 推計目標値の改定

##### 1) 出生数

今後も15歳から49歳の女性人口が大きく減少していくことが予想されていることから、現在の目標である年間300人から、令和3年から令和6年の出生数目標を年間250人とし、令和7年以降は5年ごとに5人減となる目標に改訂します。出生率については現状（令和元年度：1.39）から上昇を目指とし、国の基本的な目標「希望出生率1.8」を令和18年から22年の間に達成できる設定とします。

出生数目標値

		令和 3～6年	7年 ～11年	12年 ～16年	17年 ～21年	22年
令和2年 改定	出生数(人)	250	245	240	235	230
	出生率	1.49	1.57	1.65	1.79	1.96
平成27年 策定	出生率	1.61	1.64	1.73	1.87	2.00
社人研推計(H30公表)	出生率	1.51	1.50	1.50	1.51	1.51

##### 2) 社会動態

現人口ビジョンの目標値である「年間40人の社会動態改善」を維持します。社会動態の改善目標を設定する年代を20歳代および30歳代とし、出生数などまちづくりに影響の大きい30歳代の改善目標を「10人／年」から「20人／年」に引き上げます。

具体的な目標数値は過去6年間の社会動態の平均値に対し、各20人改善した数値とし、20歳代が▲50人、30歳代が+20人とします。

純移動數目標値

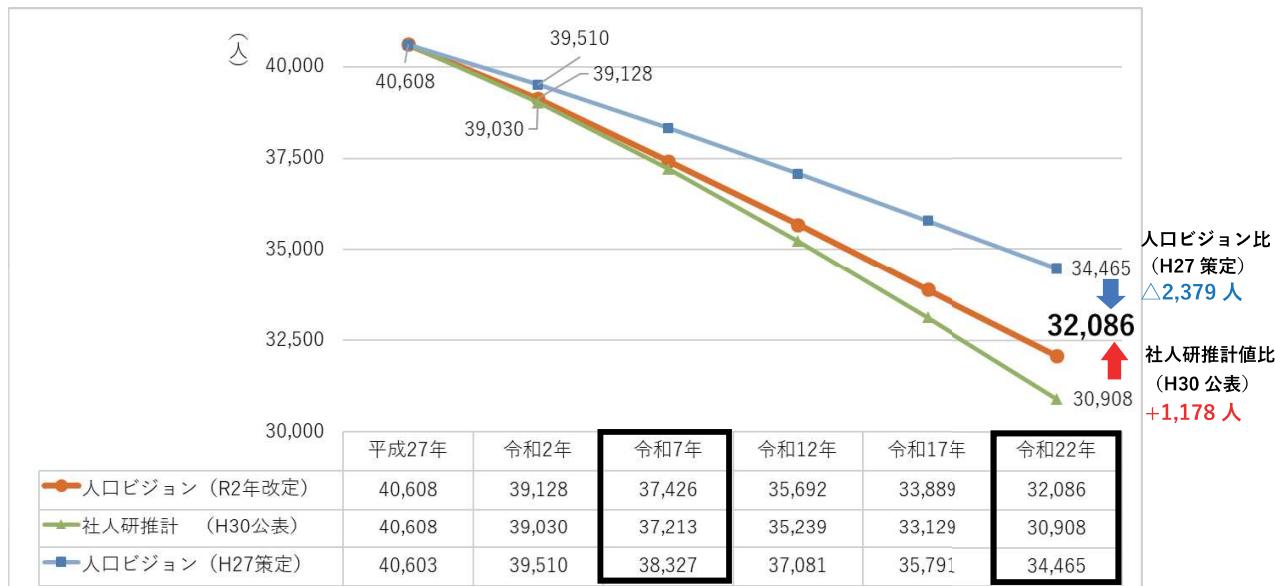
	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	6ヵ年 平均	改善 人数	目標値
20歳代	▲166	7	▲103	▲51	▲57	▲52	▲70	+20	▲50
30歳代	▲17	▲16	1	27	▲18	32	0	+20	+20

#### (4) 市独自推計による人口の見通し（令和2年改定 人口ビジョン）

##### ① 総人口の長期的な見通し

- 令和 7年（2025年） 37,426人（社人研推計比 +213人）
- 令和22年（2040年） 32,086人（社人研推計比 +1,178人）

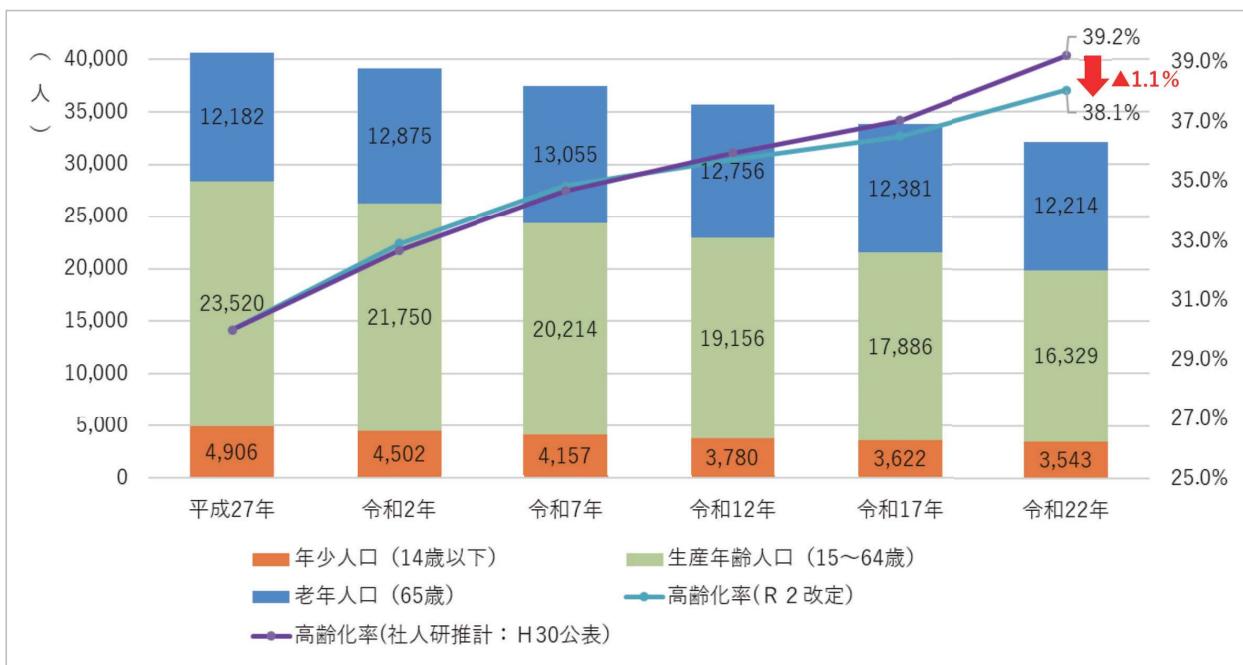
総人口推移



##### ② 高齢化率の長期的な見通し

市の独自推計においても令和22年まで高齢化率は上がり続けますが、令和22年では38.1%となり、社人研の推計値から1.1%抑制されます。

年齢区分別推計



### ③ 出生数・合計特殊出生率・15歳～49歳の女性人口の推移

出産可能年齢（15歳から49歳）の女性人口は今後も減少し、令和22年には4,669人になると推計され、令和2年と比較し2,141人の減少となります。

出生数と女性人口の推移



## (5) 目標達成に向けた施策の方向性

### ① 出生数確保と出生率の向上

出生数を確保しながら、出生率の向上を目指すため、前期基本計画から引き続き、第2子以上を出産したくなる支援や体制づくりが必要です。

また、出生数を増やすため、20歳代から30歳代の若年層の人口減少を抑制していくことも必要となります。

### ② 20歳代から30歳代の若年層の社会動態の改善

これまでの人口動態の推移から、見附市の強みは地の利の良さなどによる「住みやすさ」であると考えられます。この強みを活かし、就業や子どもの入園・就学等により定住先を検討する際ににおいて、見附市を選んでいただけるよう住宅や子育て等の支援策を充実するとともに、生活面での利便性を向上していく施策の推進が必要となります。

また、若年層の首都圏への人口流出を抑制するため、働く場の確保や就業・起業支援を推進し、大学卒業後のU・I・Jターンによる転入の促進につなげる取組みも必要となります。

## 6 土地利用から見たまちづくりの方針

### (1) 見附市の土地利用の方針

見附市の土地利用については、都市計画法に基づく「見附市都市計画マスターplan（平成22年10月策定）」に基づき進めていくこととしています。

さらに、人口減少、高齢化が進展しても「都市部と周辺地域が持続可能な歩いて暮らせる健幸都市」の実現を目指して、平成29年3月に「見附市立地適正化計画」を策定し（平成31年3月、令和2年3月一部改訂）、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービス施設の利便性の向上や、更なる居住の誘導を図ることで、コンパクトなまちづくりを進めています。

### (2) 見附市立地適正化計画の概要

見附市立地適正化計画では下記区域を設定し、居住や生活サービス施設の誘導を図ることとしています。

#### ① 都市機能誘導区域（市街化区域内）（図1）

医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域。見附地区、今町地区、見附駅周辺地区の3つの市街地を「都市機能誘導区域」として定めています。

#### ② 居住誘導区域（市街化区域内）（図1）

人口密度の維持により、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する地域。

都市機能誘導区域の周辺の市街化区域の内、居住誘導を図る必要が高い区域を「居住誘導区域」として定めています。

#### ③ 地域コミュニティゾーン

「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」と同等の仕組みを有する、小さな拠点ゾーン、居住誘導ゾーンにより、将来的にも持続可能な生活圏として、生活サービス機能及び居住の誘導を行う地域として、本市独自に設定。

地区ふるさとセンター等を拠点としたエリアを「地域コミュニティゾーン」として定めています。

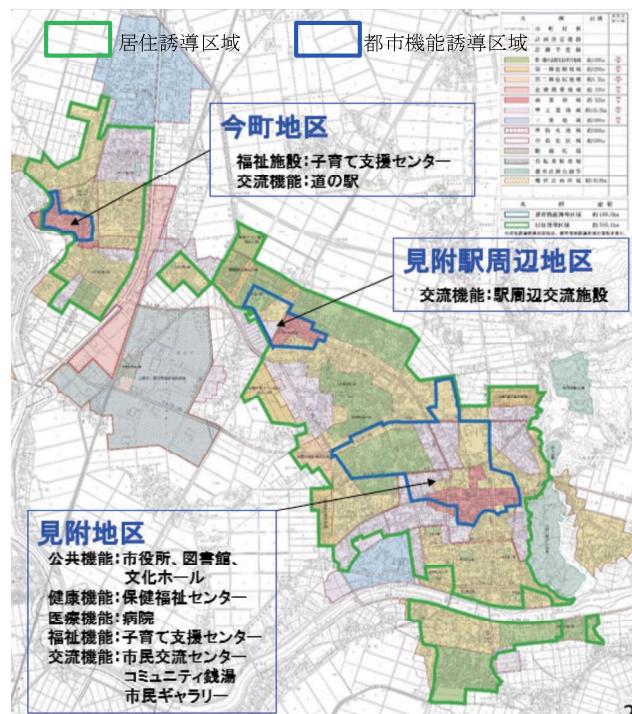


図1 都市機能誘導区域・居住誘導区域及び都市機能誘導施設

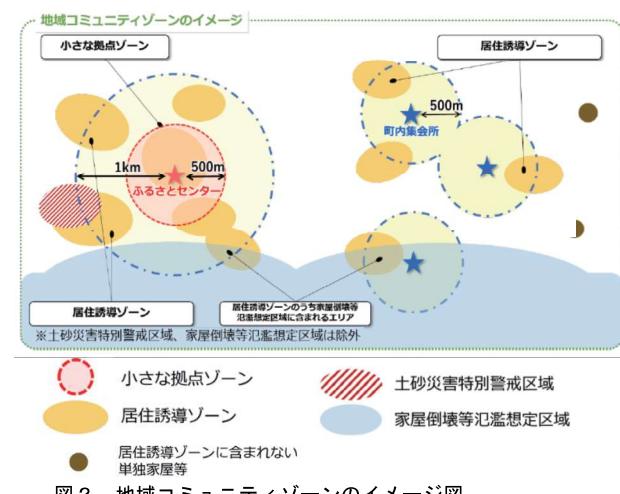


図2 地域コミュニティゾーンのイメージ図

# 後期基本計画



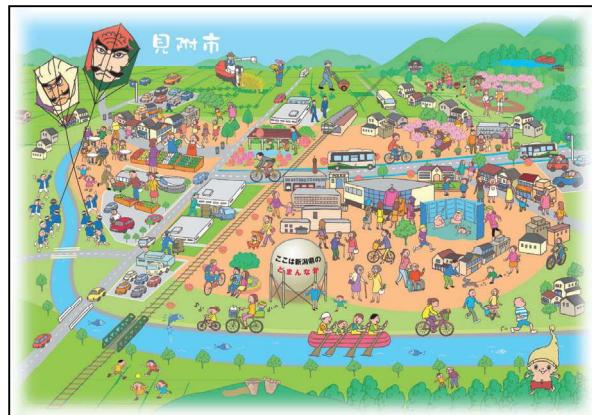
# 第1章 後期基本計画策定にあたっての3つの視点

地方創生の推進、人口減少の克服、さらに基本構想で定める「基本理念」、「都市の将来像」の実現に向けて、後期基本計画では、前期基本計画策定以降の社会経済環境の変化や国の方針など的方向性を踏まえ、今後のまちづくりで重視すべき方向性として、以下3つの視点を掲げ、これまでのまちづくりをより発展させるべく、取り組んでいくこととします。

## 1 スマートウエルネスみつけの推進【健幸（ウェルネス）の視点】

住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち「スマートウエルネスみつけ」の実現を、第5次総合計画で実現する都市の将来像に位置付け、前期基本計画の5年間においても、見附市のまちづくりの中心のテーマとして取り組んできており、その方向性は市民の皆さんからも評価いただいているます。

人生100年時代が近づく中で、「健康長寿の実現」が人間としての幸せの最も重要な要素であることから、今後も、全ての政策分野に「健幸（ウェルネス）」を取り入れた、「スマートウエルネスみつけ」の実現に向けたまちづくりを推進していきます。



## 2 SDGs 未来都市の実現【持続可能なまちづくりの視点】

2015年9月の国連総会で全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、世界共通の目標とされており、国や企業においてもSDGsの実現に向けた取組みを推進しています。見附市では、これまで取り組んできた「スマートウエルネスみつけ」の実現に向けたまちづくりが、SDGsの方向性と合致しているとの評価を受け、令和元年7月に、国より「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsは、分野ごとに17のゴールが設定されていますが、最もベースとなる理念は、自分（特定の分野）だけが良い、短期的に良いという考えではなく、誰一人取り残さない「持続可能なまちづくり」にあると考えています。

この考え方のもと、全ての政策分野で「SDGs」のゴールを共有し、「SDGs未来都市」の実現に向けて取り組んでいきます。

### 3 Society(ソサエティ)5.0(※)の実現【デジタルテクノロジー活用の視点】

人口減少・少子高齢化をはじめとした社会課題が深刻化する中、経済発展と社会的課題の解決を両立していくためには、A I・I C Tなどのデジタルテクノロジーを最大限活用していく必要があります。

デジタルテクノロジーの活用は、人間が行ってきた作業が全てデジタルテクノロジーに奪われていくものではなく、人間でなくともできることや、人間よりも効果を発揮する部分をデジタルテクノロジーに任せることで、新たな価値の創出や人ととの交流など、人間にしかできないことに注力していくための手段だと考えています。

この考え方とともに、誰もが人間としての幸せを実現できる、デジタルテクノロジーを活用した人間中心の社会「Society(ソサエティ)5.0」の実現を目指し、様々な政策分野において、デジタルテクノロジーを積極的に活用していきます。

(※) Society(ソサエティ)5.0…

IoTやAIなどのデジタルテクノロジーを活用して、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が質の高い生活を送ることが出来る人間中心の社会。

【3つの視点イメージ図】

これから『地球規模』で向かうべき3つの大きな取り組み  
～第5次総合計画後期基本計画・第2期総合戦略策定の3つの視点～



## 第2章 総合計画全体の体系

「基本構想」で定めた基本理念と都市の将来像を実現するために、具体的な取組みを整理した「基本計画」をつくるて施策を計画的に進めます。



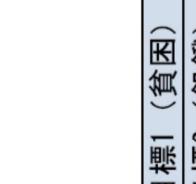
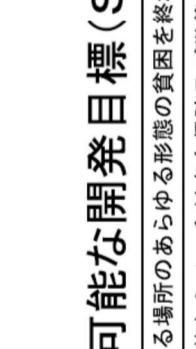
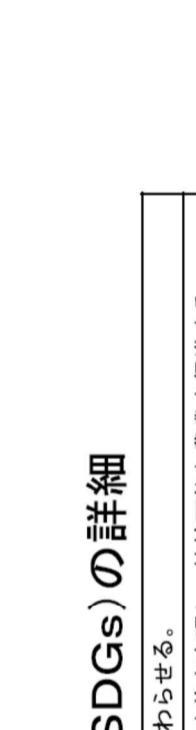
基本構想		後期基本計画	
基本理念	都市の将来像	基本目標	基本施策
<b>住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ</b>	<b>スマートウェルネスみつけ</b>		
		<b>【基本目標 1】</b> 人と自然が共生し 健やかに暮らせる まちづくり	日本一健康なまちを目指します  だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します  地域から始める地球環境保全に取り組みます  花と緑のある暮らしの創出を目指します
		<b>【基本目標 2】</b> 産業が元気で活力ある まちづくり	新しい産業づくりを推進します  見附型地域産業の育成支援に取り組みます  観光による地域経済の活性化を推進します  雇用対策を推進します
		<b>【基本目標 3】</b> 安全安心な 暮らしやすい まちづくり	災害に強いまちづくりを推進します  消防・救急体制を整備します  地域の安全安心の確保に取り組みます  歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます  利便性の高い交通体系づくりを推進します  住みつかれる環境づくりに取り組みます  快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます
		<b>【基本目標 4】</b> 人が育ち  人が交流する まちづくり	<small>見附市教育大綱</small> 子育て環境の充実に努めます  たくましく生きていく「生きる力」を育成します  地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます  快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します  ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます  市民と行政の協働を推進します  定住・関係・交流人口を増やす取組みを推進します
		<b>【基本目標 5】</b> 行政経営計画 (第8次行政改革大綱)	行政運営の見直しを進めます  収入の確保に努めます  支出の適正化に努めます  計画の進行管理と適正な評価を行います

## 後期基本計画

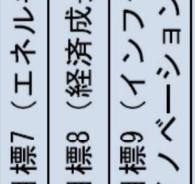
### 9つの重点プロジェクト

		主要施策									SDGsの17のゴール																																																						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17																																								
新型コロナウィルス感染症対応	ジデジタルテクノロジの活用	タウンシップの高いまちづくりの推進	健康な住まい環境	チームの構築	地域包括ケアシステム	人口ビジョンの達成	ふるさとの魅力を育成	暮らしを守る人材の育成	暮らしに向けた企画開発	地域に活躍の場の充実化	雇用と活性化	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	パートナーシップ	施策ごとのゴール数																																									
①健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します	②地域医療体制の充実を図ります	③高齢者の社会参加を促進します	④障がい者の自立支援に努めます	⑤地元団体の協力を図ります	⑥だれもが工場で活動できる環境整備を推進します	①循環型社会を目指す、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を推進します	②地温温暖化を抑制するため、省エネルギー・省資源化を推進します	③自然と人々の生活が一体となるふるさとづくりに取り組みます	④市民ぐるみの景観づくりを推進します	②個性的な空間の整備を図ります	①新しい事業展開を支援します	②企業の立地と企業活動しやすい環境整備を推進します	①かんばる農林業者に対する育成支援に取り組みます	②がんばる商工業者に対する育成支援に取り組みます	①観光素材を磨き上げ観光の産業化を図ります	②観光プロモーションの強化を図ります	①就業支援を行います	②企業の人材確保を支援します	①災害への未然対策を図ります	②災害に強い社会基盤整備を図ります	①消防体制の充実を図ります	②少子予防に取り組みます	③救助・救護体制を充実します	①安全安心な暮らしの向上に取り組みます	②危険空き家等の対策に取り組みます	①コンバクトシティの形成と誘導に取り組みます	②持続可能な集落地域づくりに取り組みます	③まちなかの賑わいづくりに取り組みます	④歩きたくなる快適な歩行空間を整備します	①地域公共交通の利便性の向上を図ります	②安全な道路網の整備と維持管理を推進します	①健幸な住まい環境づくりを支援します	②世代に応じた住み替えを支援します	①ライフルなどの整備に努めます	②暮らしを守る雪対策を推進します	①仕事と子育てが両立できる環境を整備します	②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します	①誰かが学習の向上を図ります	②豊かな人間性と社会性の育成を図ります	③健やかな体の育成と体力向上を図ります	①地政連携の充実と活動を図ります	②多様なニーズに対応した教育環境の充実を図ります	②安心安全で快適な教育環境の整備を進めます	①生涯学習を支援します	②芸術・文化の充実に努めます	③市民一人ひとりの実現に向けた取り組みを進めます	②まちづくりへの市民参画を推進し、協働の仕組みをつくります	③市民と行政との情報共有化を図ります	①定住する人を増やす取り組みを進めます	②関係・交流人口拡大の取り組みを推進します	③国際交流を推進します	①社会情勢に即した組織体制を構築します	③事務事業の広域連携による効率化を目指します	④定員管理及び給与の適正化を図ります	⑤市民サービスの向上に努めます	⑥公共施設等の適正化を図ります	⑦IC下を活用し事務の効率化を図ります	①税収の確保を図ります	②受益者負担の適正化を図ります	③公有財産を有効に活用します	④新たな収入の確保を図ります	①事務事業の見直しを図ります	②公営企業・特別会計の財政健全化を推進します	③公共團体の適正化を図ります	①総合計画の進行管理を行います
ゴール別設定数	1	2	3	2	8	3	2	2	2	8	6	6	15	4	6	1	2	1	10																																														

## 【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の概要

(①貧困) 	(②飢餓) 	(③保健) 	(④教育) 	(⑤ジェンダー) 	(⑥水・衛生) 
(⑦エネルギー) 	(⑧成長・雇用) 	(⑨イノベーション) 	(⑩不平等) 	(⑪都市) 	(⑫生産・消費) 
(⑬気候変動) 	(⑭海洋資源) 	(⑮陸上資源) 	(⑯平和) 	(⑰実施手段) 	
(⑯平和) 	(⑰実施手段) 	(⑱持続可能な開発目標) 	(⑲持続可能な開発目標) 	(⑳持続可能な開発目標) 	

## 【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1（貧困） 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓） 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健） 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育） 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー） 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6（水・衛生） 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー） 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用） 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（デイセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション） 	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等） 	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市） 	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費） 	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動） 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源） 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源） 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な多様性の損失を阻止する。
目標16（平和） 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段） 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## 第3章 重点プロジェクト

都市の将来像である『スマートウェルネスみつけ』を実現していくためには、市民や企業、そして行政などさまざまな力を最大限に発揮していくことが必要不可欠です。また、複雑化しているまちづくりの課題を解決していくためには、行政の複数部署にまたがる施策や、事業を連携させた総合政策として取り組んでいくことが重要となってきています。

後期基本計画においては、前期基本計画と同じく、基本的に行政分野別の施策を「基本目標」－「基本施策」－「主要施策」と体系的に整理するとともに、令和3年度から令和7年度までの5年間において、総合的・重点的に取り組むべき事業を『重点プロジェクト』として施策体系に横串を刺した事業として示すことで、施策の関連性や位置づけ、方向性について、市民をはじめとした関係する皆さんと、担当に関わらず行政全体で共有し、力を結集していくものとします。

### 重点プロジェクト

- 1. 新型コロナウイルス感染症の克服**
- 2. デジタルテクノロジーの活用**
- 3. 賑わいのあるまち**
- 4. ソーシャルキャピタルの高いまち**
- 5. 健幸な住まい環境の推進**
- 6. 地域包括ケアシステムの構築**
- 7. 生きがいを持てる雇用と活躍の場の充実**
- 8. ふるさとの魅力を磨く人材の育成**
- 9. 人口ビジョンの達成に向けて**  
～若者に選ばれる・出産子育てしやすいまちづくり～

## 1 新型コロナウイルス感染症の克服

令和元年末に発生した「新型コロナウイルス感染症」により、見附市においても、市民生活や地域の経済活動に大きな影響が出ています。「新型コロナウイルス感染症」が全国に拡大する中、「新型コロナウイルス感染症」対策を見附市の最重要課題と位置付け、国や県の支援策とともに、市独自の対策・支援策を実施することで、「新型コロナウイルス感染症」の影響をできるだけ抑えるべく取り組んできました。今後も、「新型コロナウイルス感染症」によりダメージを受けた市民生活や地域経済の再生に向けて、感染防止対策、市民・事業者への支援などに取り組んでいきます。

また、「新型コロナウイルス感染症」の影響は長期間続くことが想定され、健康二次被害などの新たなリスクも懸念されています。感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、新しい生活様式を踏まえ、各種サービスのオンライン化や災害対応、医療体制の充実など、ウイズコロナ・アフターコロナに対応した環境整備を推進し、「新型コロナウイルス感染症」の克服を目指します。



## 2 デジタルテクノロジーの活用

A I、5 G、I C Tなどのデジタルテクノロジーが急速に進歩しています。人口減少・少子高齢化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、経済発展と社会的課題の解決を両立していくためには、デジタルテクノロジーを最大限活用していく必要があります。

市役所業務においては、行政手続きのオンライン化などによる市民の皆さんの利便性向上や行政事務の効率化に向けて、デジタルテクノロジーを積極的に活用していきます。

また、行政以外にもデジタルテクノロジーの活用を普及していくために、企業などの事業活動や医療・介護など様々な分野への活用を後押しするとともに、市民誰もがI C Tを利用できる環境整備の取組みを推進していきます。



### 3 賑わいのあるまち

まちの賑わいを生み出すことは、人々の外出を促し、人ととの交流につながるなど非常に重要です。そのためには、多くの人が集まり、交流するための、魅力や利便性などを高めることが大切です。

これまで、見附地区・今町地区のまちなかの賑わい交流拠点である、コミュニティ銭湯「みつけ 健幸の湯 ほっとぴあ」や大凧伝承館などの施設を中心に、各種イベントの開催や地域コミュニティの活動など、市民、事業者、行政が力を合わせ、相乗的にまち全体が元気になるような取組みを進めてきました。今後は、コンパクトシティの中心部として、これらの地区にＪＲ見附駅周辺地区も加え、都市機能の集積をさらに進め、併せて公共交通も充実させるなど利便性を高め、住む人や足を運ぶ人を増やし、人と人が出会い、交流する賑わいのあるまちづくりを進めます。



### 4 ソーシャルキャピタル（※）の高いまち

人口減少・少子高齢化が進む中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんのソーシャルキャピタルの高さに基づく、「共助」の仕組みを充実していく必要があります。

「共助」の仕組みの1つとして、平成18年から進めてきた地域コミュニティの構築も、平成30年に市内全域11の地域で設立が完了しました。これまで、地域住民が主体となる地域づくりに向けて、地域の確かな絆づくりと顔の見える関係づくりのためのさまざまな活動を進めてきています。今後も、「地域の課題は地域で解決する」という当初の理念の達成に向けて、地域の人と人とがつながる活動の支援を行うとともに、地域コミュニティ同士の連携強化を図るなど、さらなる質の向上を進めて行きます。

さらに、市民のみなさんが自発的・主体的にまちづくりや地域活動に参加でき、地域や社会貢献への喜びや生きがいを感じることができるよう、さまざまな支援を行うとともに、サポート体制づくりを進めていきます。



※ソーシャルキャピタル…社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念

## 5 健幸な住まい環境の推進

これまで、花と緑のある景観や歩きやすい空間づくりなどに取組み、快適で健康的に生活できる良質な住環境づくりを進めてきており、「住宅」を理由として転入する人が多いことからも、住環境の良さが見附市の大きな強みとなっています。

また、断熱性能などの住宅の質と健康には密接な関係があることから（※）、これまで取り組んできた「健康新住宅」の普及をより一層推進していく必要があります。

そのため、市が造成した住宅地「ウエルネスタウンみつけ」をモデルとして、断熱性能などに優れ、健康・省エネに配慮した住宅の建設や周囲の環境整備と合わせた優良な宅地整備を誘導することで、住環境の質の向上をさらに進めます。

また、子育て世代の人が広い家や自然のある環境で暮らすなど、それぞれのライフスタイルに合った理想の住環境を選んで生活できるような仕組みづくりに取組みます。

（※）国土交通省スマートウエルネス住宅等推進調査事業（H26～30）「断熱改修等による居住者の健康への影響調査中間報告（第3回）」より



## 6 地域包括ケアシステム（※）の構築

超高齢・人口減少社会にあって、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、増加が予想される介護が必要な高齢者に対応するため、介護サービスの量の拡充をはじめ、介護・医療・保健・福祉の連携強化や、地域の関わりを強めていくことが求められています。

高齢とっても地域で安心して暮らすことができ、また、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括支援センターや介護施設等の整備のほか、医療・福祉の関係者による協議会や地域全体で高齢者を見守る体制等の構築、あわせて、介護予防や認知症の対策を強化していくなど、地域包括ケアシステムを構築し、高齢期にも安心して暮らせるまちづくりを目指します。



※地域包括ケアシステム…介護が必要になった高齢者などが、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」などの多様なサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

## 7 生きがいを持てる雇用と活躍の場の充実

「しごと」は、そこに住み、生活するうえで、大変重要な要素です。特に、若い世代が安心して、やりがいを感じながら働くことができる、質を重視した働く場の確保や、子育てと就労を両立させることを重視した働き方や働く場を充実させていくことが重要です。また、高齢者が生き生きと豊かな生活を送るためには、これまでの経験を活かして働くことをはじめ、さまざまな場面において社会に貢献しながら活躍し、そのことを周りの人々から評価してもらえることが大切です。

誰もが、生きがいを持ちながら働くことができる場と、社会の中で活躍することができる場の充実と働き方の充実に向けて、企業や各種団体と協力しながら取組みを進めます。



## 8 ふるさとの魅力を磨く人材の育成

地域の魅力は、そこに住む人によって高まります。地域を愛する人が増え、さらに地域の魅力を磨いていくという好循環の創出を目指します。

そのために、まずは、自分の住んでいる地域を愛し、地域で生き生きと幸せに生活する人を増やしていくことが必要です。そして、その姿を子どもたちや周囲の人に見せることで、地域を愛する人材の育成につなげていきます。

地域全体が連携した特色ある子育てや教育環境の充実、そして高齢者の地域活動への参加など、幅広い世代で地域に関わる人が増え、互いに学び合い、地域への愛着を高めていくような取組みを推進します。



## 9 人口ビジョンの達成に向けて～若者に選ばれる・出産子育てしやすいまちづくり～

持続可能なまちづくりを進めるためには、長期的な人口の展望とその目標をしっかりと意識して実現に向けた取組みを進めることが重要です。

平成27年9月に策定し、令和2年度に改訂した「見附市人口ビジョン」で示した、令和7年における人口37,426人に向けて、年間出生数250人、年間人口純移動数40人増加（ターゲットとする年代ごとに20代20人、30代20人の増加）を目指して、人口ビジョンに掲げる方向性（P31参照）を踏まえ、各種施策に取組みます。

見附市の強みを活かしながら、まちの魅力を高め、住み良い、暮らしやすいまちづくりを進めることができ、住む人を増やすことにつながります。中でも、住環境、仕事や子育て、教育など、市民の生活に直結する施策について、人口ビジョンの達成につながる施策であるとの意識を強く持ち、総合的、複合的に取組みを進めるとともに、テレワークの普及などによる新たな人の流れも踏まえながら、まちの魅力を積極的・効果的に発信し、定住先として選ばれるまちづくりに取組みます。



# 第4章 第2期見附市総合戦略

## 1 第2期総合戦略の位置付け

第2期総合戦略は、これまでの取組みから明らかとなった出生数の減少や転入・転出数による社会動態の変動など諸課題に対する継続した取組みと第1期総合戦略以降の社会経済状況の変化を踏まえた計画とします。

また、国の第2期総合戦略で示された新たな視点に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済や生活に大きな影響が生じたことへの対応、また地方移住への関心の高まりや働き方の多様性など、国民の意識や行動にも大きな影響が及んでおり、それらを含んだ内容とします。

なお、本市の総合計画の目指す将来像や多くの施策が重複していることから、第2期総合戦略は、総合計画後期基本計画に包含し、一体として策定します。ただし、総合計画後期基本計画の施策の中で、総合戦略として取り組む事業を明確化し、主要事業単位で重要業績指標（以下、KPI：Key Performance Indicators）を設定して、進捗管理を行うこととします。

## 2 国の第2期総合戦略との整合

本市の総合戦略を効率的かつ実効性を高めて進めていくために国の総合戦略で掲げる目指すべき将来、基本目標などを共有し、計画内容を整合して策定します。なお、国の第2期総合戦略の政策体系および新たな視点は、次の通りです。

### （1）国第2期の政策体系



出典：内閣官房・内閣府 総合サイト

## (2) 国の第2期における新たな視点

- ①地方へのひと・資金の流れを強化する
  - ◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
  - ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化
- ②新しい時代の流れを力にする
  - ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用
  - ◆SDGsを原動力とした地方創生
  - ◆「地方から世界へ」
- ③人材を育て活かす
  - ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援
- ④民間と協働する
  - ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携
- ⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる
  - ◆女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現
- ⑥地域経営の視点で取り組む
  - ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

## (3) 国の令和2年度改訂内容の反映

これまでの地方創生の取組みを着実に行うとともに、特に地域経済や生活への影響、国民の意識・行動変容など、感染症によるさまざまな影響について、地方創生有識者懇談会において取りまとめられた内容を反映します。なお、具体的な取組方針は次の通りです。

- ①感染症が拡大しない地域づくりと感染拡大が生じた場合の対応強化に取り組む
- ②地方においてテレワークを着実に定着・拡大させる
- ③内外の人材を活用して地域経済・社会を活性化する
- ④地方のデジタル化を推進する

### 3 総合戦略の業績指標（年次目標）と進行管理および検証

総合計画に掲げる主要事業において、総合戦略の重要項目である「まち」「ひと」「しごと」の各分野で重点的に取り組む事業に対し、その効果を客観的に検証できる重要業績指標（KPI）を設定します。KPIの目標年次は令和7年度としますが、各年度別の数値目標を設定します。なお、総合戦略KPIについては、別冊「見附市第2期総合戦略KPI一覧」を作成し、進行管理することとします。

また、進行管理および検証は、庁内の行政評価委員会と外部有識者等で構成するまちづくり総合会議で行い、成果指標の進捗に対する検証と会議意見などに基づき、必要に応じて指標の追加や目標値の修正等について柔軟に対応するものとします。概ね2年に1回の頻度でKPI全体の見直しを行いながらPDCAサイクルで目標が達成されるよう進めます。

# 第5章 個別の施策

(基本目標1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり／基本施策（1）日本一健康なまちを目指します)

## 基本目標1 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり

本市の人口に対する65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は令和2年10月1日現在で32.5%、75歳以上の後期高齢者の割合は16.9%となっています。2025年には団塊の世代が後期高齢者となる超高齢社会を控え、ますます医療や介護にかかる負担が高くなると予想されています。

市民の死亡原因では悪性新生物（がん）、老衰、心疾患、脳血管疾患の順に多く、生活習慣の乱れに起因する生活習慣病が上位を占めています。なかでも脳血管疾患の割合が国、県などと比較して高く、健康診断を始めとした健康施策の推進による個人の健康意識の向上や生活改善の取組みによる発症予防、重症化予防が重要です。あわせて、全世代にわたっての適切な運動の勧奨や認知症の予防などを含めた介護予防の取組みも重要です。

日本一健康なまちを目標に、より多くの市民が健康に対する正しい知識を身に付け、自らが生活改善を行い、自分にあった適正な運動や食事等の健康行動を継続できるように支援をしていきます。

また、病気の早期発見と早期治療など、高度・多様化する医療需要に応えるとともに、少子高齢化社会に対応するため、地域医療体制の充実に努めています。

あわせて、健康に対して関心が薄い市民でも健康になれるような仕組みづくりや教育・交流活動などを総合的に進めています。

### ■基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	要支援・要介護認定率	17.6% (R2.10)	18.8%以下
2	国保特定健診の受診率	50.8% (H30年度)	60.0%

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します

人生を楽しむには健康であることが大切です。

減塩を意識した日本型食生活の普及啓発や、健康運動教室や脳の健康教室等の市民自らの生活改善を可能にする取組みを行うほか、がん・脳血管疾患・心疾患などの生活習慣病やその発症因子の早期発見、早期の改善・治療につながる取組みを進めます。これら食生活(食育)・運動・生きがい・健(検)診の四つの面からなる「いきいき健康づくり事業」を積極的に推進していきます。

さらに、社会情勢の変化によるストレスやうつ病等を抱える市民が増えていることから、これらの症状を改善させる取組みを行うほか、これらを背景にもつ自殺を予防するための対策を進めています。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	減塩を意識した日本型食生活への改善など、生活習慣病の予防を推進します	健康福祉課・こども課
2	健康運動教室や脳の健康教室など、体も心も元気にする介護予防を推進します	健康福祉課
3	各種健(検)診の受診率の向上を図ります	健康福祉課・こども課
4	健康づくりを楽しく行える環境の整備を図ります	関係各課
5	健康の駅をはじめとした市民相談体制の充実など、連携した自殺予防対策を進めます	関係各課

(基本目標1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり／基本施策（1）日本一健康なまちを目指します)

## 主要施策② 地域医療体制の充実を図ります

市立病院と、近隣の医療機関や介護施設等とのネットワークを構築し、生活圏の中で十分な医療・介護サービスが受けられる協力体制の確立に取組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送れるよう支援する「地域包括ケアシステム」の拠点としての役割を果たすよう、診療内容の充実に努めるとともに、医師会及び近隣市と連携し、救急医療体制の維持・拡充について進めていきます。

さらに、市内の診療所が減少していることから、地域医療体制を維持していくために、市内への医療機関の誘致に取り組んでいきます。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	市立病院の診療内容の充実に取り組みます	市立病院
2	市立病院の地域包括ケア病床を拠点に近隣医療機関、介護施設等との連携を強化します	市立病院
3	救急医療体制の充実を図ります	健康福祉課
4	市内への診療所等の医療機関の誘致に取り組みます	健康福祉課

## 基本施策（2） だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します

高齢者人口の増加や核家族化の進展にともない、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の数が増え続けています。そのような中、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいと願う一方で、一人で暮らすことや健康面に不安を抱えている市民も多くなっています。

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会参加や健康維持の面からは生きがいづくりや仲間づくり、働く場の拡大などを促していきます。

また、生活支援の面においては、介護サービスの量と質の確保に努めるとともに、高齢者自身も含めた多様な世代が地域の担い手となって支え合う仕組みや、ICTの活用により、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めていくことで、一人一人が安心して人生を送ることができる環境を整えていきます。

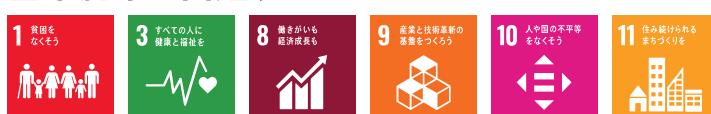
障がいのある人も地域のなかで自立した生活を送れるように、ライフステージや個人の特性に合わせた適切な支援を行い、教育・就労・住まいの面でも社会参加が推進されるような条件を整えていきます。また、市民の障がいへの理解を深めるための取組みを強化し、障がいの有無に関わらず、だれもがお互いを尊重し、支えあっていける共生社会をつくり上げていきます。

さまざまな要因により経済的に困窮する人に対しては、セーフティネットを活用し、自立した生活を送れるよう支援するとともに、すべての市民の人権が尊重され差別や偏見のない社会を築くため、市民の人権意識の向上を図ります。

### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「高齢者のための保健・福祉サービスの充実」満足度	74.5%	増
2	悠々ライフ参加延べ人数	7,048人／年	7,000人以上／年

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します

今後急速に高齢化が進み、支援の必要な高齢者の増加が見込まれることから、地域での高齢者の安心・安全な生活を支えるために、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

生活支援の面においては、介護サービスの量と質の確保に努めるとともに、高齢者自身も地域の担い手となって支え合う仕組みを整備し、さらにICTの活用により高齢者の見守りや介護予防活動などを支援する体制を強化し、一人一人が安心して人生を送ることができる環境を整えていきます。

また、認知症センター養成講座等の様々な場を活用して、認知症に対する知識や対応を周知することで、高齢者を見守る体制作りを進めています。

そして、住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるためには、医療・介護が連携し「患者や家族に寄り添った医療、介護」を提供していくことも求められます。医療・介護の多職種での連携をサポートできるようICTを活用し、関係機関、特に医師、看護師、ケアマネジャーとの連携を更に進める取組みを行います。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	適正な介護施設及び介護サービスの確保に努めます	健康福祉課
2	地域の力やICTを活用して高齢者を支えていく、 地域包括ケアシステムを整備します	関係各課

## 主要施策② 高齢者の社会参加を促進します

気の合う仲間と夢中になり、いきいきと人生を楽しむことは人生の目的の一つです。ハッピーリタイアメント・プロジェクトなど生きがいづくり事業を開催し、年を重ねても地域で楽しく暮らしていく環境づくりを進めます。

また、社会参加や健康維持の面からもやりがいを持てるように、ライフスタイルに合わせた、生きがい就労やボランティア活動ができる環境を整えていきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	交流と活動の場を広げ、高齢者の生きがいづくりを推進します	まちづくり課・健康福祉課
2	高齢者が活躍できる環境づくりに努めます	まちづくり課・健康福祉課・地域経済課

## 主要施策③ 障がい者の自立支援に努めます

障がい者の地域生活を支援するために、活動の場や訓練等の拠点を整備し、ライフステージや個人の特性に応じた支援体制の充実を図ります。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	障がいの早期発見を進め、早期支援体制整備に努めます	こども課・健康福祉課
2	活動や訓練の場を整備し、サービスの充実に努めます	健康福祉課
3	事業者や企業等と連携しながら、障がい者の就労を支援します	健康福祉課

(基本目標1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり／基本施策(2) だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します)

## 主要施策④ 地域福祉の充実を図ります

さまざまな要因によって生活が困窮する要援護者が、安心して生活を営むことができる支援体制を構築するために、地域住民への啓発と福祉活動の充実を図ります。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	福祉団体やボランティア団体等との連携を強化し、 地域での福祉活動の充実を図ります	健康福祉課・まちづくり課
2	母子・父子福祉施策を充実します	こども課
3	生活困窮者に対する有効な支援を実施します	健康福祉課

## 主要施策⑤ 人権意識の向上を図ります

全ての市民が人権問題を自らの課題として捉えられるよう、人権に関する正しい理解と認識を高めるための意識啓発が必要です。

市民一人一人が自らの課題として、人権尊重の理念を深め、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいくように人権啓発活動の推進や人権教育を進めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	人権教育を推進します	関係各課
2	人権啓発を推進します	関係各課

## 主要施策⑥ だれもがＩＣＴを活用できる環境整備を推進します

日常生活には、スマートフォンをはじめとした携帯電話やパソコン等の機器の利用、インターネットを活用したサービスの提供など、様々な場面でＩＣＴに触れる機会が増えています。市民誰もがＩＣＴを利用できる環境整備を支援するとともに、適切に利用するためにＩＣＴへの理解や知識が深められるよう取組みます。

また、ＩＣＴやインターネットを活用した、市民生活の向上と行政事務・手続きの効率化を図るなどインターネット社会に対応できる環境整備を推進します。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	ＩＣＴの利用環境の整備を支援します	企画調整課・総務課・健康福祉課・まちづくり課
2	ＩＣＴへのリテラシー(理解)向上に取り組みます	企画調整課・総務課・健康福祉課・まちづくり課

(基本目標1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり／基本施策（3） 地域から始める地球環境保全に取り組みます)

## 基本施策（3） 地域から始める地球環境保全に取り組みます

本市のごみの総排出量は、令和元年度は12,758トンで、直近5年間において約520トン削減しましたが、事業系ごみの増加や生ごみの回収方法の変更により、1人1日当たりの排出量は平成27年度の873グラムから令和元年度は869グラムとほぼ横ばいとなり、リサイクル率も低下しました。更なるごみの排出抑制や分別の徹底、可能な限り再利用と再資源化を図ることで、より環境負荷の小さい循環型社会への移行を推進する必要があります。

地球温暖化は、生態系や気象状況に深刻な影響を及ぼし、夏場の気温上昇や集中豪雨の頻発など、温暖化による変化を体感できるまでに至っており、早急な対策が求められています。温暖化を抑制するためには、市民それぞれが継続して省資源・省エネルギーに高い意識を持ち、国の施策を指針として温室効果ガスの削減に主体的に取り組むことが必要なため、その体制を築いていきます。

緑豊かで、四季の変化に富んだ本市の自然環境は、そこに暮らす人々に安らぎと潤いをもたらす貴重な財産です。こうした宝を次の世代へ引き継いでいくため、市民・事業者・行政の協働により、自然環境の保全に力を入れていきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	1人1日当たりのごみ排出量	869 g／日	838 g／日
2	リサイクル率	15.0%	18.0%

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 循環型社会を目指し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を推進します

地球環境問題を私たちの地域や日常生活の中で見つめ直し、廃棄物を減らすため、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を行う「3R（スリーアール）」の取組みを推進するとともに、市民ボランティア団体などをはじめとした地域活動に対して積極的に支援を行い、市民・事業者・行政が協働して、人に心地よい環境づくりを継続して進めています。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	ごみの分別による再資源化を図り、家庭や事業所のごみ減量化を推進します	市民生活課
2	クリーン作戦など、市民との協働により不法投棄させない環境づくりを推進します	市民生活課
3	地域自らが実践する環境活動・環境教育を支援します	関係各課
4	廃棄物処理・リサイクル体制を整備します	市民生活課・上下水道局

## 主要施策② 地球温暖化を抑制するため、省エネルギー・省資源化を推進します

エネルギーの過剰消費などに起因する地球温暖化を防止するには、私たち一人一人が省エネルギー・省資源化に取り組むことが大切です。

市民や企業、関係団体などに対し、再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、環境にやさしい率先行動を奨励し、また市民に対し、環境講座の開催などを通して温暖化対策に役立つ知識を啓発して、脱炭素に向けた取組みを進めています。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	家庭や事業所でできる地球温暖化対策を支援します	市民生活課
2	環境にやさしいエネルギーの導入を推進します	関係各課

### 主要施策③ 自然と人々の生活が一体となるふるさとづくりに取り組みます

森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に發揮させるため、治山事業や保安林の指定、森林地域の監視に努めます。

監視業務の推進により自然景観の保全を行い、里山・里地を守るとともに、健全で活力ある森林を維持し、自然現象等による山地災害の発生の防止に努めます。

また、水辺を市民活動の潤い空間として利活用するとともに、その環境保全に努めます。



#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	河川空間の保全と利活用に努めます	企画調整課・建設課・市民生活課・まちづくり課
2	里山の適正な保全管理に努めます	農林創生課

(基本目標1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり／基本施策（4）花と緑のある暮らしの創出を目指します)

## 基本施策（4）花と緑のある暮らしの創出を目指します

本市の景観は、美しい自然を背景に、人々の営みの中で育まれ引き継がれてきました。

私たちは、この歴史や文化に培われてきた景観を守っていくとともに、心の豊かさをもたらす花と緑などの要素を加え、これから時代に調和した景観を創造していくことが豊かな暮らしにおいて大切であると考えます。真に豊かな社会を目指し、誰もが訪れたくなり住みたくなる個性的で魅力ある景観を市民とともに築き上げていきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「公園や緑地などの整備状況」満足度	57.1%	増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり／基本施策（4） 花と緑のある暮らしの創出を目指します)

## 主要施策① 市民ぐるみの景観づくりを推進します

快適な住みよいまちづくりに向けて、生活空間の緑化・美化を推進していく「快適空間づくり事業」や、みつけイングリッシュガーデン、市民の森、杉沢の森を軸とした市民との協働による公園運営などを通して、緑に包まれた爽やかなまちなみ空間を市民ぐるみで創出し、見附の魅力をアピールします。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	快適空間づくり事業などにより市民とともに 道路や公園等の景観づくりを進めます	建設課
2	市民の力を生かした公園の管理運営を推進します	建設課

## 主要施策② 個性的な空間の整備を図ります

四季折々の自然が織り成す景観と、人々が創り出す景観の調和を大切に、個性と魅力に満ちあふれた公園や道路などの空間整備を進めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	自然景観との調和を図り、 花と緑にあふれた公園の整備を推進します	建設課
2	統一性に配慮した美しい都市空間の形成に努めます	建設課

(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（1）新しい産業づくりを推進します)

## 基本目標2 産業が元気で活力あるまちづくり

### 基本施策（1）新しい産業づくりを推進します

地方創生や持続可能なまちづくりを推進する上で、雇用の創出や若者の定住につながる地域産業の活性化を推進する必要があります。その課題解決に向けて、新たな産業の創出を図るとともに、企業の経営基盤強化や事業の拡大を支援していきます。

積極的に起業・創業の支援に取り組むことにより、市内での就労の場を確保するとともに、交流人口や転入者の増加による地域経済の活性化を図っていきます。



#### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	起業・創業の件数	計24件	計30件

#### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（1）新しい産業づくりを推進します)

## 主要施策① 新しい事業展開を支援します

産業全体の活力を高めるため、関係機関と連携して、起業に必要な知識を学ぶ機会の提供や各種支援策を活用し、市内での起業・創業に向けた取組みを支援します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	起業・創業を支援します	地域経済課

## 主要施策② 企業の立地と企業活動しやすい環境整備を推進します

新たな工業用地の確保を図り、各種優遇制度を有効に活用して、さまざまな分野の優良企業や先端技術型の企業を市内へ誘致するとともに、交通環境が充実しているなど、本市の恵まれた立地条件を活かして、広域交流に資する企業を誘致することで商工業の一層の振興を図っていきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	各種優遇制度により、さまざまな分野の優良企業等の進出・事業拡大を支援します	企画調整課・地域経済課
2	企業が立地したくなる環境づくりを推進します	企画調整課・地域経済課

## 基本施策（2） 見附型地域産業の育成支援に取り組みます

見附型地域産業とは、見附が持つ素材や人材といった地域の資源を最大限に生かした産業のことをいいます。

なかでも代表的な見附型地域産業である繊維産業は、付加価値を高めてブランド力を向上し、他産地との差別化を図っていきます。

農業については、米消費の減少により米価下落や担い手の高齢化など経営の先行きが不透明になっています。永続的な農林業経営の安定化のため、担い手の育成や園芸などとの複合農業経営による儲かる農業の実現に取り組んでいきます。

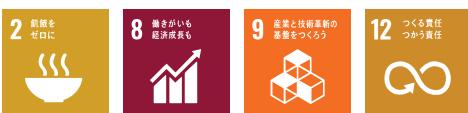
次に、工業については、関係機関と連携を図りながら、競争力の高い新商品・新技術の開発や新たな事業の創出など、企業活動の強化支援を図っていきます。

また、商業については、個店の活性化をはじめ、商店街が主体となる集客事業など、まちなかの賑わいを絡めた商店街の活性化に向け取組みを支援していきます。

### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	農業担い手の農地面積割合	59.6%	70%
2	製造品出荷額等	1,119億円 (H29年)	1,200億円

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（2）見附型地域産業の育成支援に取り組みます)

## 主要施策① がんばる農林業者に対する育成支援に取り組みます

農林業施設の整備を進めるとともに、農林業経営の安定化を図るために、営農の組織化や経営拡大、作付け転換を行う農業者、新規就農者を支援します。また、儲かる農業の実現に向けて、米づくりのほか、園芸作物づくりや農産物加工等の複合経営を推進し、魅力的な地元農産物の販売拡大を支援します。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	儲かる農業の実現に向けた取り組みを進めます	農林創生課
2	農業担い手の育成・確保に取り組みます	農林創生課
3	地消地産を推進します	農林創生課
4	農業生産基盤の確保・保全に取り組みます	農林創生課

(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（2）見附型地域産業の育成支援に取り組みます)

## 主要施策② がんばる商工業者に対する育成支援に取り組みます

大学や金融機関などと連携し、多様化・高度化する消費者ニーズに対応して技術の高度化・製品の高付加価値化を推進する企業の技術開発を支援するとともに、企業の優れた技術を内外にアピールし、販路開拓に取り組む商工業者を応援します。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	商工業者の販路開拓を支援します	地域経済課
2	新製品・新技術開発を支援します	地域経済課
3	企業の経営基盤の強化を支援します	地域経済課
4	企業の連携強化に取り組みます	地域経済課
5	商店街など店舗の活性化に努めます	地域経済課
6	事業を継続するための支援を行います	地域経済課

(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（3） 観光による地域経済の活性化を推進します)

## 基本施策（3） 観光による地域経済の活性化を推進します

「みつけイングリッシュガーデン」や「道の駅パティオにいがた」、「みつけ健幸の湯ほっとぴあ」のほか、「ニット工場見学・共同アウトレット」や「料亭ランチ」など、見附ならではの素材による観光振興により、観光来訪者数は年間170万人超となりました。また、全国から見附のまちづくりが高く評価され、年間1,000人を超える方が、視察に訪れています。

一般社団法人見附市観光物産協会と連携し、今ある観光素材を磨き上げるとともに、行政視察観光や体験型観光など新たな魅力をつくり、見附のまち全体のプロモーションに取組みます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	観光客来訪者数	171万人	175万人
2	オープンファクトリー来場者数	9,246人	10,000人

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（3）観光による地域経済の活性化を推進します)

## 主要施策① 観光素材を磨き上げ観光の産業化を図ります

今ある観光素材を磨き上げ、「おもてなし」を充実・洗練させるほか、見附ならではの商品開発への支援や産業観光の素材発掘、（一社）見附市観光物産協会との連携による観光ガイドの育成等により、「見附の観光」の魅力アップと観光客の満足度向上を図ります。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	行政視察をはじめ付加価値あるモデルコースの開発などの取り組みを進めます	地域経済課
2	オープンファクトリーの充実を支援します	地域経済課
3	「廻づくり」や「まちあるき」など体験型観光メニューの活用を図ります	地域経済課

## 主要施策② 観光プロモーションの強化を図ります

観光商談会や広域連携によるモニターツアー、観光イベント等への積極的な参加により、旅行会社等へ見附を売り込み、観光スポットや観光ツアーの定着化などを図るとともに、デジタル観光パンフやインターネット、情報誌等のメディアを活用し、見附のPRを強化します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	観光商談会や観光イベント等での見附の売り込みに努めます	地域経済課
2	各種メディアでの見附のPRを強化します	地域経済課

(基本目標2. 産業が元気で活力あるまちづくり／基本施策（4）雇用対策を推進します)

## 基本施策（4）雇用対策を推進します

まちづくりに大切な人口を定着させるためには、働く場の充実は欠かすことができません。これまでの取組みによって働く場は増えてきていますが、引き続きさまざまな職種・立場の人々が働く場の確保に努めています。

また、人口減少により、企業側も労働力の確保が難しくなっている状況の中、今後も市内に職を求めている人やU・Iターン希望者に対する支援、情報発信に努めるほか、地元企業の人材確保・定着につながる取組みを支援します。

さらに、ライフスタイルに合わせた多様で柔軟な働き方ができる労働環境整備を企業側に働きかけていきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「働き場所の豊富さ」満足度	34.4%	増
2	主要企業の地元就業率	40.3%	50.0%

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 就業支援を行います

地元企業への就業を促すため、関係機関や企業と連携して、地元就業に関する情報発信を充実するなど、U・I・Jターンの促進に努めます。また、関係機関と連携して高齢者や障がい者の働く場の拡大やライフスタイルに合わせた多様で柔軟な働き方ができる労働環境整備、ワークライフバランスの取組みを企業側に働きかけていきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	多様な働き方を支援します	地域経済課
2	地元就業に関する情報発信を充実します	地域経済課

## 主要施策② 企業の人材確保を支援します

人口減少により労働力人口が減少する中で、地元企業の人材確保を支援するために、地元企業に関する情報発信を充実するとともに、人材確保・定着につながる取組みなどを支援します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	地元企業の情報発信を支援します	地域経済課
2	地元企業への定着・人材育成を支援します	地域経済課

(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（1）災害に強いまちづくりを推進します)

## 基本目標3 安全安心な暮らしやすいまちづくり

### 基本施策（1） 災害に強いまちづくりを推進します

本市は、平成16年の7.13水害、同年10月の中越大震災、平成23年7月の新潟・福島豪雨と、7年間で3回の激甚災害を経験しました。また、柏崎刈羽原子力発電所から30キロメートル圏に位置することから、万一の事故に備える「避難準備区域」に指定されています。防災対策においては、「減災」の観点を取り入れ、自助・共助・公助を基本として、市民・行政・関係機関が一体となった危機管理体制の構築を推進します。併せて、災害に強い社会基盤の整備を行う事で、市民の安全と安心を確保していきます。



#### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「地震や風水害に対する防災対策」満足度	67.0%	増
2	防災訓練参加者数	11,681人	1万人以上

#### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 災害への対応能力の向上に努めます

災害時に避難情報などを迅速かつ確実に伝達することを可能とするためのシステムの構築と充実に努めます。また、いわゆる災害弱者などのスムーズな避難誘導を行うために、防災訓練の実施により、自主防災組織や避難インフルエンサーなどの共助の仕組みとの連携強化を行います。安全な避難所の確保や地域防災計画の見直し等を隨時行い、災害に対応する能力の向上に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	地域の力を生かしながら、災害に的確に対応できる仕組みづくりを推進します	企画調整課
2	市民参加による防災訓練の実施、原子力防災に関する情報提供、防災システムの充実により、災害に強い体制づくりを推進します	企画調整課

## 主要施策② 災害に強い社会基盤整備を図ります

緊急時の情報伝達には、これまでのサイレン、緊急情報メール、FAX、ラジオ、テレビ等に加え、ＩＣＴ技術を使った情報ツールを活用し、複数の手段で情報伝達を行います。これらの情報基盤を整備することで、災害情報を確実に市民に届ける体制づくりを進めます。

生活の基盤となるインフラである水道管路、下水処理場などの耐震化を図るとともに、災害時において緊急車両の通行を確保するため、災害に強い道路の整備を進めるなど、国や県など他の道路管理者とも連携し、幹線道路のネットワーク化を図ります。また、浸水被害を減らすため、関係機関と連携して、河川や排水路の改修を進めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	災害時における情報収集や確実な情報伝達の体制を強化します	企画調整課
2	上下水道施設の耐震や耐水化を図ります	上下水道局
3	災害に強い道路整備を推進します	建設課
4	雨水幹線整備など市街地の浸水対策を推進します	上下水道局
5	河川改修等の災害対策を促進します	建設課
6	水田の貯水機能を活用した田んぼダムの取り組みを推進します	農林創生課

(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（2）消防・救急体制を整備します)

## 基本施策（2）消防・救急体制を整備します

全国で多発する局地的な集中豪雨や大規模自然災害への対応、高度化する救命処置、高齢者の増加などにより、消防・救急需要は増加の一途をたどっています。これらの需要に応えるため、消防車両や高規格救急車などの整備と併せて、応急手当の普及や救急隊と医療機関との連携体制を強化するなど、市民の生命・身体・財産を守る大切な役割を果たしていきます。

また、地域防災の要である消防団員は、全国的になり手が減少し、見附市においても減少傾向が続いている。消防団員の待遇の改善、組織改編に取り組むとともに、自主防災組織と連携しながら地域に密着した活動を実施し、魅力ある消防団づくりを目指します。

そして、住宅火災による被害を最小限に抑えるため、住宅用火災警報器の普及と適切な維持管理を促進するとともに、市の防災訓練や消防団分団演習を通じて、地域防災力の向上に努めます。あわせて、幼年消防クラブや小中学校生徒などを対象に、防火・防災教育を推進していきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「消防や救急時の体制」満足度	84.0%	現状維持あるいは増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 消防体制の充実を図ります

消防車両や消防施設などの更新及び整備を行い迅速な災害対応に備えるとともに、消防学校各種課程への入校などにより、消防職員、消防団員のスキルアップに努め、市民の安全安心な暮らしの土台づくりに邁進します。

地域防災の要である消防団は、人材確保を進めながら組織の活性化を図るとともに、消防団協力事業所や自主防災組織と連携し、地域に密着した活動を進めていきます。

また、小中学校の児童生徒・幼年消防クラブ員など、若年層への防火・防災教育を充実させ、地域防災を担う人材の育成に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	消防施設・装備の充実、人材育成を図ります	消防本部
2	消防団の活性化を図ります	消防本部
3	市民の防火意識の高揚を図り、 地域防災を担う人材の育成と協力体制を推進します	消防本部

## 主要施策② 火災予防に取り組みます

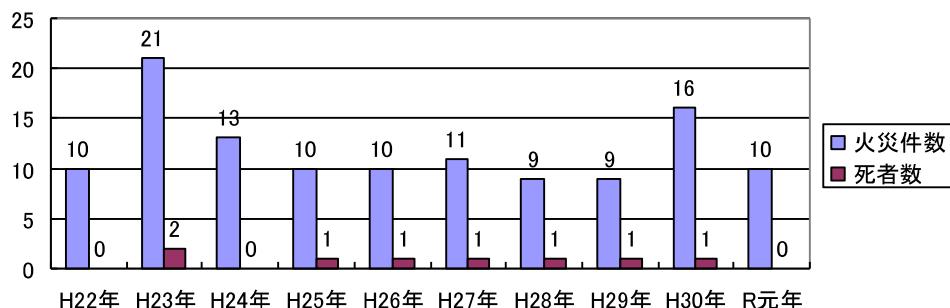
住宅火災を予防するために関係機関や地域との連携を進め、住宅用火災警報器の普及促進及び適切な維持管理と高齢者世帯の防火対策の強化を推進します。

また、消防用設備等の適正管理や防火管理体制の強化、法令違反の早期改善指導など、災害の未然防止に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	住宅の防火対策を強化します	消防本部
2	大型店や事業所など、多数の人が利用する建物の安全を図ります	消防本部

火災件数及び死者数調べ



(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（2）消防・救助体制を整備します)

### 主要施策③ 救急・救助体制を充実します

年々増加する救急出動と救命処置の高度化が進む中、市民からの要求に応えていくため、救急隊員、救急救命士の養成、高規格救急車及び高度救命資器材などの整備、更新を推進します。

また、相次ぐ自然災害などにより、複雑多様化している救助事象に対応できる救急隊員の育成強化、救助資器材などの整備に努めます。

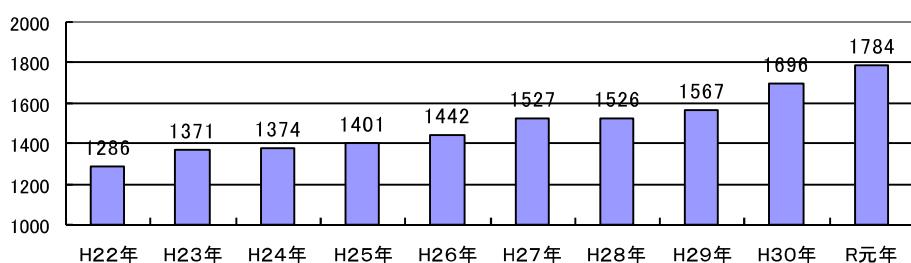
さらに、市民へ応急手当に関する知識や技術の普及推進を図るとともに、救命率の向上に必要な市民・AEDの駅事業所・救急隊・医療機関との連携強化に努めます。



#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	高度な救急救命処置や救助活動が可能な体制づくりを推進します	消防本部
2	応急手当の知識・技術を普及し、救命率の向上に取り組みます	消防本部

救急出動件数の推移



(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（3） 地域の安全安心の確保に取り組みます)

## 基本施策（3） 地域の安全安心の確保に取り組みます

見附警察署管内における刑法犯罪の発生状況は、減少傾向にありますが、振り込め詐欺などの特殊犯罪は増えつつあり、全国的にも社会問題となっています。過去10年間の交通事故の発生件数・負傷数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故発生件数は横ばいの状況であり、また、毎年交通死亡事故が絶えることはありません。

のことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、引き続き地域と連携した防犯対策や特殊詐欺などの情報提供など、犯罪の起きにくい地域環境づくりを進めていきます。また、児童から高齢者までの発達段階やライフステージに応じた体系的な交通安全教育の実施や安全に配慮した交通環境の整備、消費者被害防止の取り組みや危険空き家対策など、安全で安心できる生活環境づくりを進めていきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	市内での犯罪発生件数	170件	減
2	「防犯対策や治安の維持」満足度	74.7%	増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 安全安心な暮らしづくりに取り組みます

犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、「地域の安全は自分たちで守る」という防犯意識を広め、地域のボランティアや地区PTA、学校等と連携を図り、防犯パトロールや防犯訓練の実施、防犯灯の設置、特殊詐欺などの注意喚起等、犯罪防止に配慮した環境整備を進めます。

また、幼児から高齢者まで、それぞれの世代に対応した交通安全対策・教育を進めます。

交通安全関係機関や団体と連携しながら、交差点照明や転落防止柵等の安全施設を整備し、歩行者や通行車両の安全を確保するとともに、安全に関する知識を広めるため、広報、教育及び街頭指導などの啓発活動を進めていきます。

消費者被害の発生や拡大防止のため、多様な機関と連携を強化し、消費者への適切な情報提供や啓発に努めます。

消費生活相談をはじめとする、暮らしの相談、法律相談、人権相談、行政相談などの各種市民相談を実施し、相談内容に応じた適切な助言や指導ができるよう、相談体制の充実に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	地域ぐるみの防犯活動を支援します	総務課・学校教育課
2	防犯灯の設置など、防犯環境を整備します	建設課・総務課
3	交通安全のための環境整備に取り組みます	建設課・総務課
4	消費者被害防止のための啓発・相談の充実に努めます	市民生活課

## 主要施策② 危険空き家等の対策に取り組みます

人口減少・高齢化社会等の要因により空き家の増加が見込まれる中、特に管理不全な空き家等が住民の生活環境の保全及び安全安心なまちづくりに多大な影響を与えないよう、市民並びに、空き家等の所有者及び関係者が連携し、管理不全な危険空き家の解消に継続して取組みます。

また、「空き家バンク」事業などを積極的に展開することで、空き家の早期の利活用を促し、危険空き家を生まない施策を継続して行います。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	管理不全な空き家等の適正管理を促します	市民生活課
2	管理不全な空き家等の発生を抑制する取り組みを進めます	関係各課

(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（4） 歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます)

## 基本施策（4） 歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます

人口減少が見込まれる中、生活の基盤である社会インフラや公共交通、公共施設などの維持管理、医療や福祉をはじめとするさまざまなサービス提供などにおいて、現在のサービスレベルを維持するためには、車生活中心の都市構造から歩いて暮らせるまちへの転換を図り、都市のコンパクト化を進める必要があります。

そのため、都市全体の持続に向け、市街地を機能別に集約したまちづくりや、コミュニティが持続可能な集落地域の形成に取り組むとともに、自分たちが住んでいる地域活動としての関わりなど、様々な観点から歩いて暮らせるまちづくりに取組んでいきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	主要なまちなか賑わい拠点施設の来場者数	189万人	200万人
2	バリアフリー化された歩道延長	39.2km	40.3km

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（4） 歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます)

## 主要施策① コンパクトシティの形成と誘導に取り組みます

歩いて暮らせるまちづくりを実現するためには、人口減少に対応した都市のコンパクト化を図る必要があります。

そのため、「見附市立地適正化計画」に基づき、市街地において生活サービス機能や居住の誘導を図り、機能的で利便性の高いまちづくりを進めます。また、見附駅について、駅前広場及び隣接ゾーンの再編による交通結節点としての機能強化を図るとともに、交流空間・シンボル空間としての魅力向上を図ります。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	立地適正化計画のもと、生活サービス機能や居住の誘導を図り、機能的で利便性の高いまちづくりを進めます	建設課・まちづくり課
2	見附駅周辺整備事業を推進し、都市機能の誘導に取り組みます	企画調整課・建設課・上下水道局

## 主要施策② 持続可能な集落地域づくりに取り組みます

人口減少社会に対応したまちづくりを行うためには市街地だけでなく、市街化区域外における集落地域においてもコミュニティの維持を図る必要があります。

そのため、地域コミュニティゾーンにおいて、コミュニティ組織の拠点等を中心とした都市機能の保全を図ることにより、日常生活やコミュニティ活動が持続できる環境づくりに努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	地域コミュニティゾーンにおいて、コミュニティが持続できる環境を整えます	建設課・まちづくり課

### 主要施策③ まちなかの賑わいづくりに取り組みます

まちなかの中核施設と中心市街地の商店街とが効果的に連動することで、行きたくなるまちなかの「モノ・コト」を創出し、人を呼び込み、歩いて楽しみ、そして交流できる魅力あるまちなかにしていきます。また、地域コミュニティ等と連携し、自分たちが住んでいる地域として「まち」に関わっていくようにするなど、様々な視点からまちなかの賑わいづくりに取り組んで行きます。

#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	まちなかに人を呼び込み交流する機会づくりに取り組みます	地域経済課
2	地域コミュニティ等との連携による イベント開催など賑わいづくりに取り組みます	地域経済課・まちづくり課

### 主要施策④ 歩きたくなる快適な歩行空間を整備します

歩きたくなる快適な歩行空間形成のため、段差の解消を行うなどバリアフリー化した歩道の整備を進めます。

また、歩行者の安全確保や交通事故防止のため、歩行者と車が共存できるよう安全に配慮した道路整備を進めます。

#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	快適で安心して歩くことのできる歩道や環境の整備を進めます	建設課
2	歩行者と車が共存できるよう安全に配慮した道路整備を推進します	企画調整課・建設課

(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（5）利便性の高い交通体系づくりを推進します)

## 基本施策（5）利便性の高い交通体系づくりを推進します

交通は、市民の日常生活や産業活動を支えているだけでなく、地域間の連携や交流を促進するなど、都市や地方の活力を支える重要な役割を果たしています。

環境への配慮や高齢者の移動手段の確保の側面だけでなく、誰もがいきいきと暮らし、新たな出会いと交流を育みながら、地域活力を高めていくため、自家用車のみに頼ることなく、鉄道・バス・自転車など、多様な交通手段がその役割を分担し、相互に補完し合う利便性の高い交通体系の整備が引き続き必要となっています。

さらに、人口減少社会においては、主要な集落や拠点とまちなか等を結ぶ公共交通ネットワークの強化も重要となります。

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、歩行者や自転車、自家用車が快適かつ安全に利用できる道路網を維持・整備するとともに公共交通の利便性の向上に取組みます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	コミュニティバスの利用者数	184,647人／年	217,000人／年
2	「道路や橋などの整備状況」満足度	71.2%	増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 地域公共交通の利便性の向上を図ります

超高齢社会への対応や環境への負荷低減を考慮して、市民の誰もが自由に安心して移動できるように、鉄道やバス、乗合タクシー等の地域公共交通機関の整備並びに相互の連携強化を図ります。

また、公共交通の魅力を高めるため、主要な結節点の整備や、バス車両のバリアフリー化、待合環境の改善など、施設や設備の整備だけでなく、バスの運行ルートの改善や、バスのダイヤ改正でＪＲ等との接続を高めるなど、使いやすさの向上に引き続き努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	地域公共交通機関の整備や連携強化を図ります	企画調整課
2	地域公共交通を利用しやすい環境づくりを進めます	企画調整課

## 主要施策② 安全な道路網の整備と維持管理を推進します

地域間の連携や交流を促進し、市内の各拠点を結ぶ「都市内幹線道路」、身近な「生活道路」や「自転車レーン」、「サイクリングロード」など、国や県など他の道路管理者とも連携し、それぞれの道路の連携を図るとともに、歩車共存道路の整備や歩道のバリアフリー化を進め、効率的で快適かつ安全な道路網を整備し、適切な維持管理を推進します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	身近な生活道路となる市道の整備を推進します	建設課
2	道路などの適宜かつ効率的な維持管理に努めます	建設課
3	橋りょう等の長寿命化を図るため、適切な維持管理に努めます	建設課

(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策（6）住みつがれる環境づくりに取り組みます)

## 基本施策（6）住みつがれる環境づくりに取り組みます

見附市は立地条件の良さやこれまでのまちづくりによる良質な住環境が評価され、住宅取得を理由とした転入が多く、それが見附の強みとなっています。人口減少社会を迎えるにあたり、既に供給過多の状況に陥っている中で、今後も住みつがれる地域としていくためには、住宅の性能と住環境の良さがこれまで以上に重要になります。

住宅の断熱性を高めることにより、血圧の変動によるヒートショックの防止や身体活動量の増加が見込めるなど、健康的な暮らしを営むためには、住宅の性能が重要な要素であることから、今後も「ウエルネスタウンみつけ」をモデルとして、住宅性能を高めることの重要性の啓発と支援を継続していくとともに、良質な宅地の整備を誘導していきます。

また、中古住宅などの流通を促していくことで、既存のストックを有効に活用するとともに、ライフスタイルに応じた「住み替え」がしやすい環境を整え、永く住み継いでいく社会への転換に取り組んでいきます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	健幸住宅数 (健幸住宅取得補助+断熱リフォーム補助件数)	累計549件	累計1,585件
2	住宅増加数 (新築住宅件数+中古住宅流通件数)	169件／年	160件／年

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 健幸な住まい環境づくりを支援します

CASBEE（キャスビー）戸建基準を参考に、市が独自に策定した見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準に合致する新築住宅建設に対する補助を通して、健康的に居住できる家づくりの支援を図ります。

また、市自ら開発した良質な住宅地「ウエルネスタウンみつけ」の分譲を進めるとともに、「ウエルネスタウンみつけ」をモデルに、健幸的に暮らすための住環境にも配慮した、良質な宅地の整備を誘導していきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	居住性能を高めた健幸住宅の普及を推進します	建設課
2	優良な宅地の整備を誘導します	建設課・企画調整課

## 主要施策② 世代に応じた住み替えを支援します

既存住宅取得に対する補助等を通して、世代やライフスタイルに応じて、変化する住宅ニーズや住環境に対応した「住み替え」の支援を図ります。

また、空き家バンクなど中古住宅流通の活性化につながる仕組みや、住宅の高性能化への支援策の活用を促し、「住み替え」がしやすい環境づくりを推進します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	「住み替え」を支援します	建設課
2	中古住宅の流通を促進します	企画調整課

(基本目標3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり／基本施策(7) 快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます)

## 基本施策（7） 快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます

市民の生活水準の向上と、快適で安全な住環境の確保を目指すうえで、ライフラインの整備は必要不可欠な要素です。

下水道については、未整備地域における整備、合併浄化槽設置の推進と維持管理の効率化を図るための下水道施設の統廃合の検討を行います。

また、水道については、安定供給を図るため、更新した浄水場の安定した運営を行うとともに、経年化した水道管を更新します。

さらに、冬期間の安心安全な通行を確保するため、事業者や市民と連携しながら、道路除雪体制を整備します。

### ■基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	水道老朽本管更新延長	1.5km/年	1.5km/年

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① ライフラインなどの整備に努めます

市街地周辺部の生活排水処理について、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道未整備地区の整備と浄化槽区域の合併浄化槽設置の推奨や維持管理の効率化を図るため、公共下水道と農業集落排水の下水道施設の統廃合に向けた検討を行います。

また、水道本管の経年管を順次更新し、老朽管の発生を抑えることで、水道管の事故発生を未然に防ぎ、水道の安定供給を図ります。

さらに、様々な要因で住宅の確保が困難な方に公営住宅を引き続き供給するため、長寿命化計画に基づき適正な維持管理を行います。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	汚水処理施設整備による生活排水対策を図ります	上下水道局
2	水道の安定供給を図ります	上下水道局
3	公営住宅の適正な維持管理に努めます	建設課

## 主要施策② 暮らしを守る雪対策を推進します

除雪車による機械除雪を基本とし、消雪パイプによる融雪と併せて、事業者や市民の協力を得ながら適切な道路除雪体制を確立していきます。また、消雪パイプにおいては、地下水を有効に活用して限りある地下水の保全を図ります

なお、広域に影響する大雪時には、国、県、近隣自治体の関係機関と連携し、適切な除雪対策と情報共有に努めるとともに、市民に向けた適切な情報の提供に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	冬期の道路交通と歩行空間を確保します	建設課
2	地下水の利用適正化を図ります	建設課

## 基本目標4 人が育ち人が交流するまちづくり

本計画で定める次の基本施策（1）、（2）、（3）、（4）の4項目は、「見附市教育大綱」の役割も兼ねた計画として定めます。

**見附市教育大綱** 本市のまちづくりの基本理念「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を受け、「ふるさと見附を愛する子ども」、「世に役立つことを喜びとする子ども」の育成を目標に掲げ、4つの基本施策「子育て環境の充実に努めます」「たくましく生きていく「生きる力」を育成します」、「地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」、「快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」をもって見附市教育大綱とします。

### 基本施策（1）子育て環境の充実に努めます

本市の令和2年4月1日における0～17歳の人口は、5,602人となっており、第5次見附市総合計画前期基本計画策定時から5年間で500人余り減少しています。また、少子化傾向は今後も続くものと予測されます。

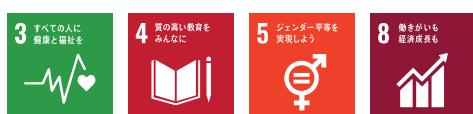
子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきた現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となってきています。

全ての子どもがのびのびと健やかに成長し、保護者の子育てに対する悩みや不安が解消されるように、安心して子育てができる環境の整備と支援事業を推進し、子育てしやすいまちづくりの実現に取組みます。

### ■基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	出生数の維持(10/1～9/30)	238人(R2)	245人 (R3～6)250人
2	「子育て支援の体制」満足度	69.9%	増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 仕事と子育てが両立できる環境を整備します

就労形態の多様化、女性の就労率向上などにより高まっている多様な子育てニーズに対応するため、保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実を図るなど、仕事をしながら子育てができる環境の整備を図ります。

また、企業に対して仕事と子育てが両立できる環境づくりの啓発に取組みます。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	多様なニーズに対応した保育サービスを提供します	こども課
2	安全安心に子どもが過ごせる場所の整備など、児童を取り巻く環境の充実を図ります	こども課・まちづくり課・学校教育課
3	企業に対し、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを働きかけます	地域経済課・こども課

## 主要施策② 安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します

妊娠、出産を希望する市民に対し、安全安心な妊娠・出産環境の整備を行います。経済的な負担の軽減を図り、子どもを持ちたいと思う人を支援します。

核家族化による世帯構造の変化、地域社会における連帯意識の希薄化などから生じている保護者の子育てに対する悩みや不安を解消し、子どもたちがのびのびと健やかに成長できるように、子育て支援センターを拠点として関係機関や団体と連携を図り、地域全体で子育てを支援する体制を整備します。

また、子育てには経済的負担も大きいため、医療費の助成や子育て応援カードの交付等により、子育て世代の経済的負担軽減に向けた取組みを行います。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	子育て支援センターなど、頼りになる支援拠点づくりとネットワーク化を図ります	こども課・まちづくり課・学校教育課
2	子育てに関する相談体制・支援体制の充実を図ります	こども課・学校教育課
3	地域全体で子育てを応援する環境の整備を図ります	こども課・まちづくり課
4	安全安心な妊娠・出産環境の整備を図ると共に、健診等により母子保健の充実を図ります	こども課
5	医療費助成などにより、子育て世代の経済的負担軽減を図ります	こども課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（2） たくましく生きていく「生きる力」を育成します)

## 基本施策（2） たくましく生きていく「生きる力」を育成します

0歳から18歳までの成長を健康、食、自立、社会性の育成等の観点から捉え、学校・園・保護者・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもの健やかな育ちに向けて一貫した切れ目のない支援を行い、子どもたちの「心柱（しんばしら）」、「生きる力」を育てます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	児童・生徒の平均正答率 (全国学力学習状況調査)	児童・生徒とも 国・県平均以上	児童・生徒とも 国・県平均以上
2	体力の合計点 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	児童・生徒とも 国・県平均以上	児童・生徒とも 国・県平均以上

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（2） たくましく生きていく「生きる力」を育成します)

## 主要施策① 確かな学力の向上を図ります

未来を拓く子どもたちに必要な確かな学力定着を目指し、教員OBなどの指導者と教師のマンツーマン研修「師がく（しがく）」や「新教師の10カ条」を活用した授業改善を進めます。働き方改革を進め、教職員として資質や指導力の向上に取り組むとともに、学校、家庭、地域で進める読書活動やICTを活用した情報教育を推進し、教育の質を高めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	主体的・対話的で深い学びを実現し、「どの子もわかる授業づくり」を大切にした教育を推進します	学校教育課
2	教職員の資質及び指導力の向上を図ります	学校教育課
3	読書活動や環境教育、ICT教育を進め、時代に応じた多様な学びの場を充実します	教育総務課・学校教育課・こども課

## 主要施策② 豊かな人間性と社会性の育成を図ります

本市のオリジナル副読本「みつけ塾」の効果的な活用により、豊かな心、ふるさと見附への愛着を育むとともに、「四つ葉運動」の推進により、幼保小中・家庭・地域と連携した「心の教育」を推進します。

子どもの人権感覚を豊かにし、自他の人権を守る行動力を育てるための人権教育を推進するとともに、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見、即時対応などの、一人一人の子どもに寄り添ったきめ細かい取組みを行います。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	豊かな体験活動等による心の教育を推進します	学校教育課・こども課
2	生徒指導上の諸問題の未然防止及び即時対応を充実します	学校教育課・こども課
3	同和教育を中心とした人権教育を推進します	学校教育課
4	青少年健全育成の推進と支援を図ります	学校教育課・こども課
5	キャリア教育を推進します	学校教育課・こども課

### 主要施策③ 健やかな体の育成と体力向上を図ります

子どもたちが、規則正しい生活を自ら選択するための知識や技術を身に付けることを目標として、家庭や地域と連携し、より良い生活習慣の定着を図るための取組みを行います。

全校体制による運動の推進や保育園での運動あそびなど、体力向上の取組みや健康教育、食育の推進を図っていきます。

#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	全校体制による体力向上の取り組みを推進します	学校教育課・こども課
2	子どもの健康の保持増進を図ります	学校教育課・こども課
3	食育を推進し、食に関わる資質・能力の育成を図ります	教育総務課・学校教育課・こども課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（3） 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます)

## 基本施策（3） 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます

学校と家庭、地域の連携を強化し、教育の質の向上を図るとともに、子どもの育ちに「総がかり」で関わる仕組みの構築を目指します。「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働本部事業」の推進と「学校評価の充実・改善」、「教育の日」・「スクールアカウンタビリティ」などを通して、地域とともにある学校・園づくりを進め、学校等のマネジメント力の強化を図ります。

また、ふるさとの歴史や自然・文化の保護・活用に努め、ふるさと見附への愛着と誇りを深める教育を推進します。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	児童・生徒1人あたりの学校応援団 (保護者、地域の人材)の人数	2.7人	現状維持
2	見附市小中学校共通アンケートで 自分の住んでいる地域が好きな子どもの割合	94.0%	90.0%以上

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 地域連携の充実を図ります

コミュニティ・スクールを推進し、学校の積極的な情報提供を課題の共有につなげ、熟議と協働により、学校と地域が元気になる好循環を創出します。地域学校協働本部事業やわくわく体験塾、防災スクールの活動を通して、学校・家庭・地域・行政が連携し「総がかり」で子どもを育てる教育を推進します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	みつけコミュニケーション・スクールや地域学校協働本部事業を推進します	学校教育課
2	学校評価の充実と教育情報の積極的な発信に努めます	学校教育課
3	学校・家庭・地域が連携した防災体制の充実を図ります	学校教育課
4	保護者、地域、行政が連携した総がかりの教育を推進します	学校教育課

## 主要施策② 文化財の保護と活用に努めます

市内には、内外に誇り、守るべき文化財や自然が数多くあります。それらを広く市民一般に周知し、文化財および地域に対する関心を高め、郷土理解の促進を図るとともに、国史跡の耳取遺跡の整備活用を進めていきます。

また、子どもたちが自分の生まれ育ったふるさとや地域に愛着と誇りを持つことができるよう、ふるさとの歴史や文化の学習機会の拡充に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	文化財保護とその活用による市民の郷土理解の促進を図ります	教育総務課
2	見附の宝・誇りとして国史跡耳取遺跡の整備活用を進めます	教育総務課
3	ふるさとの歴史・文化についての学習機会の充実を図ります	学校教育課・教育総務課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（4） 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します)

## 基本施策（4） 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します

児童・生徒の安全確保など安心安全で快適な学びの空間づくりを推進します。特に、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちを育てる「共創教育」を推進して、ふるさとに根ざした豊かな教育環境の整備に努めます。

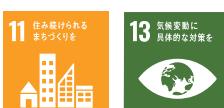
また、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう効果的な支援の拡充を図ります。



### ■基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	就学支援に関する相談を行った児童・生徒の割合	2.74%	増
2	「小・中学校の整備状況や体制」満足度	73.9%	増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（4） 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します)

## 主要施策① 多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります

多様なニーズを持つ子どもや家庭へのきめ細かい支援体制の充実を図るとともに、幼保小中の連携に基づく教育支援・相談支援体制の充実を図り、一人一人の個が輝く教育を推進します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	教育支援、相談支援体制の充実を図ります	学校教育課・こども課
2	一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します	学校教育課・こども課

## 主要施策② 安心安全で快適な教育環境の整備を進めます

安心安全で快適な学びの空間の中で児童・生徒が学力の向上に励むことができるよう、ＩＣＴ教育に対応した学校施設の整備や、長寿命化計画に基づく改修など老朽化対策、また、通学路等の安全確保を適切に進めるとともに、アースプロジェクト事業等の充実により児童・生徒の健やかな心身の発育を図り、環境教育の推進に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	自然を活かした環境を守るとともに、ＩＣＴ教育に対応した快適な学びの空間づくりを推進します	教育総務課
2	子どもの安全・安心の確保に努めます	教育総務課・学校教育課
3	適切な学校施設の維持管理と老朽化対策を推進します	教育総務課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（5） ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます)

## 基本施策（5） ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます

市民のライフスタイルは日々変化し、多様な学習ニーズを生み出しています。市民の生涯にわたる学習ニーズを的確に捉え、それぞれの世代が望む自己実現を支援するため、「学びの環境づくり」を推進していきます。

また優れた芸術を身近に鑑賞するだけでなく、気軽に作品の制作活動ができる場の提供や地域性豊かな文化活動の支援、年齢に応じたスポーツ活動の振興など、様々なジャンルでニーズに応じた取組みと環境づくりを進めます。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「生涯学習環境の充実」満足度	64.9%	増
2	スポーツ施設の利用者数	174,068人／年	176,000人／年

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 生涯学習を支援します

乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたってより充実した楽しい人生が送れるように、市民の自発的学習活動の支援と学習の成果が社会に還元されるような学習環境の整備を進めます。

また、子育て、福祉、健康、環境、教育、男女共同参画など、様々な現代的課題に対する学習機会の拡充に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	現代的な課題の解決に向けた学びや活動の場を提供します	まちづくり課
2	男女共同参画を推進します	まちづくり課

## 主要施策② 芸術・文化の充実に努めます

芸術・文化が身近に感じられるように、市民に優れた舞台芸術鑑賞や芸術作品を制作及び発表する機会を提供します。

また、市民自らによる地域文化活動の支援を行うとともに、その成果の発表の場を提供し、地域性豊かな文化を創造します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます	まちづくり課
2	芸術作品の制作・発表の機会の提供に努めます	まちづくり課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（5） ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます)

### 主要施策③ 市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します

スポーツは競技力・運動能力の向上だけではなく、教育・健康・介護予防など様々な面で有効であることから、競技スポーツの普及やスポーツを始める機会の提供の充実など、幼児期から高齢者まで誰もがスポーツ運動に親しむことが出来る、「市民一人1スポーツ」の実現に向けた取り組みを推進します。

また、関係機関と連携しながら指導者の育成に努めるとともに、市内スポーツ団体を支援し、スポーツ活動基盤の強化に努めます。



#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	関係団体や健幸スポーツの駅と連携して 魅力的な運動機会の提供に努めます	まちづくり課
2	幼児期の運動促進、ジュニア期の競技力向上、 指導者の確保・育成に努めます	まちづくり課
3	スポーツ関係団体を支援し、 誰もがスポーツを行いややすい環境づくりを促進します	まちづくり課
4	安全に運動できる施設の充実、維持管理に努めます	まちづくり課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（6） 市民と行政の協働を推進します)

## 基本施策（6） 市民と行政の協働を推進します

人口が減少していく中、行政が担ってきた公共サービスについて、NPOや地域コミュニティなど、市民による様々な主体が自らのアイディアと力を持ち寄って、幅広い世代間で役割を分担することが求められています。行政との連携・協働を通じて、地域課題の解決や地域に密着したサービス・活動を住民自らが作り出していく、新しい公共や地域自治を実現していきます。

### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「市民と行政によるまちづくりの推進」満足度	66.3%	増
2	「地域コミュニティなどの地域交流」満足度	68.6%	増

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（6）市民と行政の協働を推進します)

## 主要施策① 地域自治を推進します

市内全域で地域コミュニティが設立され、市と地域コミュニティが連携しながら、様々な取組みを進めています。

より地域自治活動を浸透させていくため、地域コミュニティへの財政的、人的支援を継続し、行政の持つノウハウを提供しながら、地域課題の解決に向けた活動を支援するなど、市の施策のより効果的な実施に向けて協働を進めます。

また、当初のまちづくり計画の策定から一定の年月が経過している地域コミュニティについては、まちづくり計画の見直しを行うなど、より充実したコミュニティ組織となるように支援します。

さらに、全国の先進事例に学びながら、見附らしい地域コミュニティのあり方を地域とともに研究・話し合いを行い、地域コミュニティの地域自治機能を高めていきます。



### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	地域と行政の協働を推進し、 地域コミュニティによる地域自治活動を支援します	まちづくり課

## 主要施策② まちづくりへの市民参画を推進し、協働の仕組みをつくります

公募を取り入れた審議会の設置や市民の意見を幅広く募るパブリックコメントの活用を通じて、市民の知恵や行動力をまちづくりへ反映できる機会を確保し、行政への市民参画を促進します。

また、NPOやボランティアに関わる人材を育成するとともに、自主的なまちづくりを行う人たちの活動や組織づくりをバックアップします。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	主要施策や事業の実施について市民参画を図ります	企画調整課
2	まちづくりに関わるNPOやボランティア団体を支援します	まちづくり課
3	まちづくりに積極的に関わる人材の育成を図ります	まちづくり課

## 主要施策③ 市民と行政との情報共有化を図ります

市民が、様々な媒体を有効に活用しながら情報を得られるよう、また、市民からの情報も受け入れ、市民と行政とが共通の理解を得ることができるように市民と行政との情報共有化を推進します。

そのため、広報紙、ホームページ、その他のインターネット発信ツールなど、様々な媒体を積極的に活用して情報発信するとともに、市民の声の把握に努めます。

また、地域コミュニティだよりの発行や市ホームページへの掲載など、地域発のいきいきとした情報発信の支援を行っていきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	行政情報や各種情報を、さまざまな媒体を活用し、わかり易く市民に発信します	企画調整課
2	アンケートや市長への手紙など、さまざまな世代の市民の声の把握に努めます	企画調整課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（7） 定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します)

## 基本施策（7） 定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します

日本全体で人口減少が大きな課題となり、地域間競争も激化しています。こうした状況の中、見附のまちを維持していくためには、住環境などの見附の強みを生かしながら、市民からも評価されている住み良さなどの魅力を高め、たくさんの人から「選ばれるまち」となることが重要です。

市内・県内・首都圏などの、人と人との活発な交流を広げるとともに、関係性を深めることで、本市の魅力を発見、発信し、関係・交流人口の増加、見附に移り住んでくる定住人口の増加を目指します。



### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	20代・30代の社会動態 (転入一転出)	▲20人(R2) (過去6年平均:▲70人)	▲30人 (過去6年平均から40人改善)
2	関係人口 (見附さぽーたふるさと納税)	2,434人	4,000人

### 基本施策の関連するSDGsのゴール



## 主要施策① 定住する人を増やす取り組みを進めます

見附市の強みである、コンパクトで安心して暮らせる住み良さや、特徴のあるまちづくりによる優れた住環境などを市内外に情報発信することにより、人口減少社会にあっても移住や定住先として選ばれるまちを目指します。

また、未婚、晩婚化も人口への影響が大きいため、結婚したくなる環境づくりを市民ぐるみで整えます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	市の魅力を高め、定住につながる仕掛けづくりに取り組みます	関係各課
2	市の魅力の情報発信や相談体制の充実により、転入促進を図ります	企画調整課
3	市民や地域ぐるみで結婚しやすい環境づくりに取り組みます	企画調整課・まちづくり課

(基本目標4. 人が育ち人が交流するまちづくり／基本施策（7） 定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します)

## 主要施策② 関係・交流人口拡大の取り組みを推進します

近隣都市や大都市圏、県外地方都市など、様々な地域との間で産業・文化・まちづくりをはじめとした多分野の連携を深めることによって、ヒト・モノ・情報の交流を活発にします。

首都圏などでの交流イベントの開催、パティオにいがたやイングリッシュガーデン、コミュニティ銭湯「みつけ 健幸の湯 ほっとぴあ」などの観光スポットの活用や大廻合戦や見附まつりなどのイベントを充実、さらに全国的に注目されている見附のまちづくりを発信していくことで、「交流人口」の拡大に取組みます。

また、交流を通して、見附市に関心を持ってもらい、ふるさと納税やまちづくりへの関わりなど、より関係性の深い「関係人口」(※)の増加につなげ、様々な関係づくりの場の創出を通して、まちの活性化を進めていきます。

(※) 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	関係人口の拡大と さまざまな関係づくりの場の創出に取り組みます	企画調整課・まちづくり課・ 地域経済課・農林創生課
2	さまざまな場所や分野で見附の魅力を生かした、 人と人、地域と地域の交流を推進します	企画調整課・まちづくり課・ 地域経済課・農林創生課

## 主要施策③ 國際交流を推進します

市民に国際理解を深める場を提供するとともに、市民が主体的に国際交流を深めることを支援します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	市民に国際理解を深める場を提供します	まちづくり課
2	市民の国際交流活動を支援します	まちづくり課

## 基本目標5 行政経営計画（第8次行政改革大綱）

本市は簡素で効果的・効率的な自主・自律のまちづくりを進めていくための行政のあり方を行政経営計画に定め、次の事項を積極的に推進していきます。

### 基本施策（1）行政運営の見直しを進めます

厳しい財政事情の中にあって、社会経済情勢の変化や市民ニーズを的確に捉え、柔軟に対応できる簡素で効率的な行政運営を行うため、限られた行政運営資源（人・モノ・財源・情報）を有効に活用するとともに、事業の必要性やコスト、効果等を見極めて、適正にマネジメントします。

#### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状	目標(R7年)
1	「人口当たりの職員数(※)」の水準	約60人に1人	現水準の維持

(※) 公営企業（市立病院、上下水道局等）、特別会計及び消防を除く職員数

## 主要施策① 社会情勢に即した組織体制を構築します

社会情勢に即した簡素で効率的な組織機構を構築するとともに、行政サービスを提供する職員が、その持てる能力を最大限に発揮でき、意欲とやりがいを持ったソーシャルキャピタルの高い人材の育成に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	人材育成を推進します	総務課
2	社会情勢に即した組織再編を行います	総務課
3	めりはりのある働き方を推進します	総務課

## 主要施策② 民間活力の活用を推進します

「最少の経費で最大の効果を上げる」ことを基本に、民間委託等の実施が可能な事務事業については、市民サービスの維持向上が図られることを留意しながら、積極的に民間委託等を推進します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	民間委託等を推進します	総務課
2	指定管理者導入施設における管理運営の評価・検証を推進します	まちづくり課

### 主要施策③ 事務事業の広域連携による効率化を目指します

厳しい財政状況の下で、社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応していくために、近隣自治体及び県内外の自治体との連携強化を図り、行政区域を越えた広域的な事務事業の実施や、公共施設の相互利用など、効率的で効果的な行政サービスを展開します。

#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	近隣自治体との共同事業化、連携強化を図ります	企画調整課
2	県内外の自治体との連携強化を図ります	企画調整課

### 主要施策④ 定員管理及び給与の適正化を図ります

本市の職員数は、同規模の自治体と比べ少ない職員数となっていますが、今後も会計年度任用職員の雇用などにより、効率的な行政運営を進めます。また、専門的知識や経験が必要とされる業務や一定の期間、業務量の増加が見込まれる業務等に再任用職員、任期付職員を活用し、効率的かつ効果的に定員管理の適正化を行い、総人件費の抑制を図ります。

給与制度については、国の制度改革に応じて適切な改定を行い、適正な水準維持に努めます。

#### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	定員管理の適正化を図ります	総務課
2	給与の適正化を図ります	総務課

## 主要施策⑤ 市民サービスの向上に努めます

社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応した質の高い市民サービスを提供し、市民満足度の向上を図ります。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	誰もが利用しやすい行政サービスの提供を推進します	関係各課
2	ICTを活用した市民サービスの向上を推進します	企画調整課、総務課、関係各課

## 主要施策⑥ 公共施設等の適正化を図ります

将来にわたり持続的な行政運営を進めていくため、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の計画的な維持管理（長寿命化、統廃合、更新、除却など）を進めます。また、必要性の高い市民サービスを持続していくため、PPP（公民連携）による公有財産の活用を検討するなど、限られた資源と財源の有効活用に努めていきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	計画的な施設の保全・長寿命化・除却の検討・実施を行います	施設所管課
2	計画的な施設の規模・再配置を検討します	企画調整課、総務課、施設所管課
3	PPP（公民連携）を検討します	企画調整課

## 主要施策⑦　ＩＣＴを活用し事務の効率化を図ります

業務の効率化や生産性の向上を推進するため、RPA（Robotic Process Automationの略）やAI-OCR（人工知能技術を取り入れた光学文字認識機能のこと）等の情報通信技術を利用するとともに、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をするなど、多様な働き方に対応するためテレワーク体制の整備・推進を検討していきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	RPA、AI-OCRを活用し事務の効率化を図ります	総務課、企画調整課
2	テレワーク体制の整備・推進を検討します	総務課、企画調整課

## ■ 基本施策（2） 収入の確保に努めます

市民、地域コミュニティ、事業者と行政の協働により、「スマートウエルネスみつけ」の実現を目指すためには、市の財政運営が安定していることが不可欠です。将来にわたって安定した財政基盤を維持していくために、自主財源の確保に努めます。

そのために、市税等の収入の適正かつ確実な確保に努めるとともに、行政サービスを受ける人に対する受益者負担の公平性を確保します。

また、市有財産についても、効率的かつ効果的な活用を図りながら、目的を終えた財産の処分を進めます。

### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状(R1決算)	目標(R7年)
1	自主財源比率(※)	38.8%	45.0%

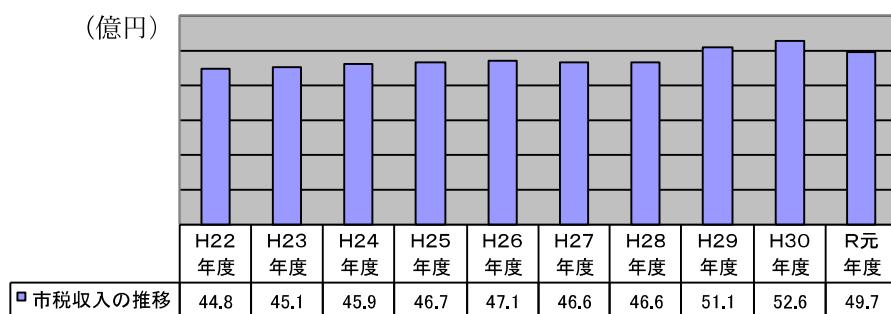
※自主財源比率…自治体の1年間の収入の中で、市税や使用料・手数料、繰入金、繰越金など自治体で自主的に収入できる財源の割合を示す指標

## 主要施策① 税収の確保を図ります

定住する人の増加につながるような長期的視点に立った取組みを行うことや積極的な企業誘致及び事業拡大の支援を行うことにより各種企業の立地、雇用創出や設備投資を促進し、市民税や固定資産税などの税収の増加を図っていきます。また、税負担の公平性を確保するため、市税等の厳正、的確な課税を行うとともに、徴収体制の強化を図る取組みを行うことにより税収の確保につなげていきます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	企業誘致施策などにより固定資産税をはじめとした市税の確保を図ります	企画調整課・税務課
2	税料金等の徴収体制の強化を図ります	税務課



## 主要施策② 受益者負担の適正化を図ります

公共料金等が適正な負担となるよう見直しを進め、受益者負担の公平性を確保します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	公共施設使用料及び各種手数料の適正化を図ります	関係各課
2	公共料金等負担の適正化を図ります	上下水道局

## 主要施策③ 公有財産を有效地に活用します

未利用地・低利用地など不要となった財産については、処分・貸付を図るなど、公有財産の有効活用に努めます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	未利用財産の処分等、公有財産の有効活用に努め、税外収入の確保及び維持管理費削減を図ります	総務課

## 主要施策④ 新たな収入の確保を図ります

企業版ふるさと納税やふるさと納税、クラウドファンディングなどの仕組みを活用して、新たな収入の確保を図ります。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	企業版ふるさと納税やふるさと納税など新たな収入の確保を図ります	企画調整課

## 基本施策（3） 支出の適正化に努めます

人口減少社会であることを受け入れながら、持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りのある財源を有効に活かし、少ない経費で最大の効果を上げることを目指す必要があります。

また、見附市総合戦略に掲げた業績指標の実現を目指すためにも、必要性や優先度を重視し、事業の統合や廃止を行うことも必要です。

透明性のある財政運営を念頭に、将来を見据えた事業の選択を行い、経費の縮減を図ります。

### ■ 基本施策の達成度をはかる指標

	指標名	現状(R1決算)	目標(R7年)
1	将来負担比率(※)	145.9%	県平均以下

※将来負担比率…自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体の1年間の収入と比べてどれくらい多いかを示す指標

## 主要施策① 事務事業の見直しを図ります

市が行う事務事業について、必要性・妥当性・有効性といった観点から見直しを実施し、改善策を講じていきます。

また、補助金交付基準により、各種補助金制度を適正に運用します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	事務事業を見直し、改善を図ります	企画調整課
2	補助金運用の適正化を図ります	企画調整課

## 主要施策② 公営企業・特別会計の財政健全化を推進します

公営企業会計及び特別会計について、将来を見据えた計画性の確保と、透明性のある情報開示に努め、健全な企業経営に取組みます。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	公営企業・特別会計の経営健全化を進めます	関係各課

## 主要施策③ 公共調達の適正化を図ります

財源の効果的・効率的な活用を進めるため、入札及び各種契約事務に関する公正・公平な競争と透明性の確保など、適切な公共調達の取組みを進めます。

また、社会資本等の維持管理は、将来にわたり効率的かつ持続的に行われる必要があり、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の扱い手確保に資する取組みを実施します。

### ■主要事業

	主要事業	担当課
1	公共調達の入札及び契約等を適正に実施します	総務課

## 基本施策（4） 計画の進行管理と適正な評価を行います

第5次総合計画の基本計画に掲げた施策の達成度を計る目安とするために、基本施策ごとに「指標」を設定し、その達成度によって計画の進捗を管理します。

指標には、行政の活動の結果どれだけの効果が生じたかを計る「成果指標」と、目的達成のために行政が投入した資源やサービスの量を計る「活動指標」がありますが、市民の立場にたってどれだけの効果が生じたかを計ることがより重要と考え、可能な限り成果指標を採用することとしました。

なお、市民の満足度などのように目標値を明確な数値で表すことが困難なものについては、「増・減」という表現をしています。

### 主要施策① 総合計画の進行管理を行います

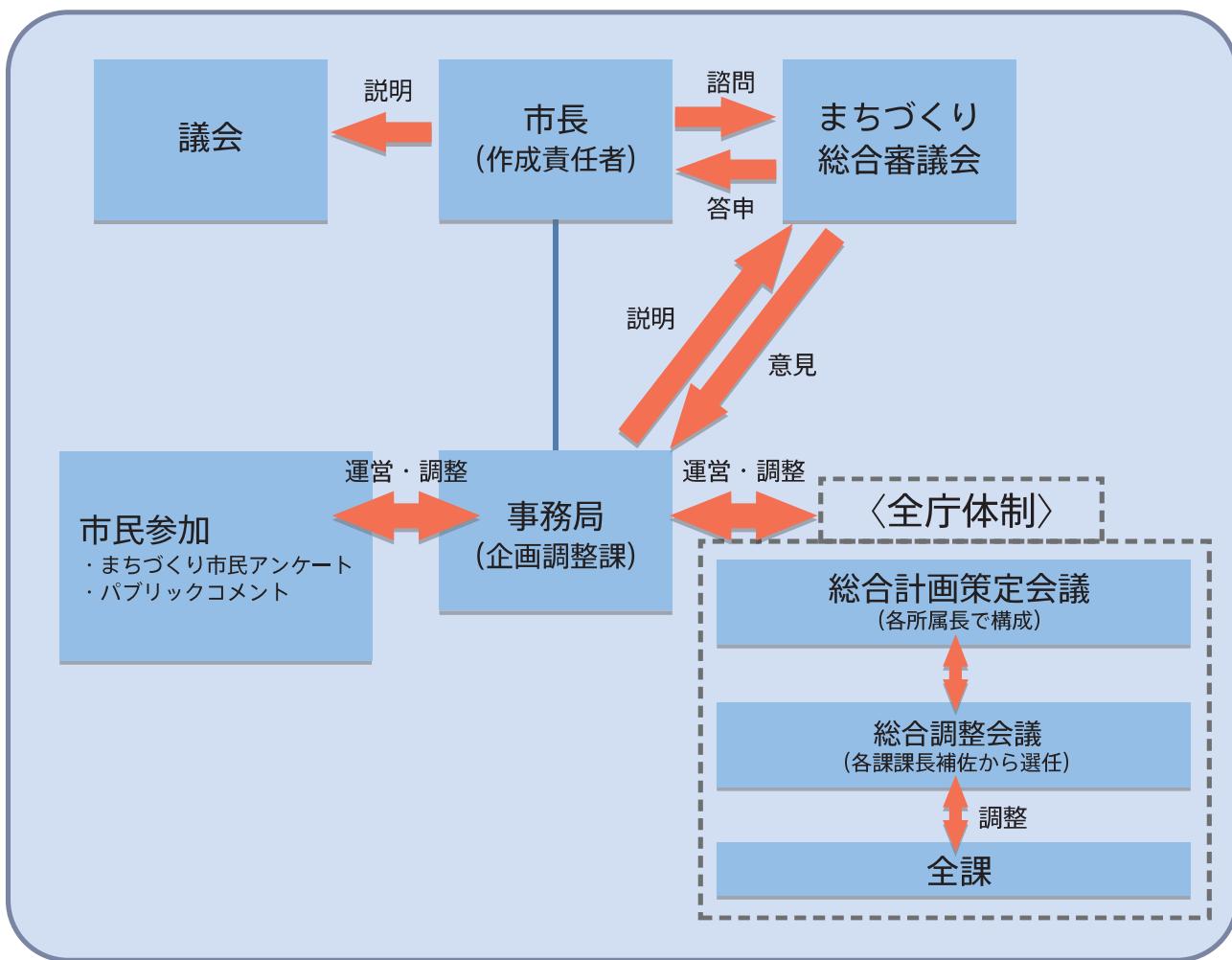
総合計画を着実に推進していくために、実施計画の策定及び行政評価を実施し、毎年、進捗状況を検証します。また、その結果をふまえて事務事業の改善を図り、その状況を市民に公開していきます。

#### ■ 主要事業

	主要事業	担当課
1	総合計画の進捗状況・評価結果を公表します	企画調整課

# 參 考 資 料

## 1 第5次見附市総合計画後期基本計画 策定体制



### 策定体制の説明

○まちづくり総合審議会（「見附市総合計画審議会条例」に基づく審議会）

- ・産業、金融、教育などの関係機関の有識者や市民15名の委員で構成。総合計画の内容について審議し、意見を述べる機関。

○総合計画策定会議

- ・副市長を議長、教育長を副議長とし、全所属長を委員として構成する会議。庁内の内部決定を行う機関。

○総合調整会議

- ・関係各課から選任した課長補佐により構成する会議。各事業の担当職員レベルからより俯瞰した視点まで、計画内容の確認、調整を行う機関。

## 2 見附市総合計画審議会条例

### 見附市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 23 日

見附市条例第 2 号

(設置)

**第1条** 見附市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、見附市総合計画審議会（以下（審議会）という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、見附市総合計画に関する事項を審議し、市長に答申する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係諸団体の職員又は構成員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 市民の代表

(任期)

**第4条** 委員の任期は、諮問に基づく事項についての調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第7条** 審議会に必要に応じて若干名の幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、行政職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会議での円滑な運営管理を図るために、審議会において意見を述べることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 まちづくり総合審議会 委員名簿

会長：渡邊 誠介

副会長：坂田 政元

	選出区分	氏 名	備 考
1	有識者	渡 邊 誠 介	長岡造形大学教授
2	関係諸団体	坂 田 政 元	見附商工会副会長
3	関係諸団体	三 藤 良 行	見附不動産協会会长
4	関係諸団体	今 井 一 博	見附市広域協定運営委員会会長
5	関係諸団体	山 谷 春 喜	見附市南蒲原郡医師会会长
6	関係諸団体	徳 橋 功	見附市社会福祉協議会 理事・事務局長
7	行政機関	宇佐美 保	長岡地域振興局企画振興部地域振興課長
8	行政機関	八 子 円	長岡地域振興局健康福祉環境部地域保健課長
9	有識者	五 井 俊 一	第四北越銀行見附支店長
10	市民代表	藤 崎 弘 美	葛巻地区まちづくり協議会副会長
11	市民代表	佐 藤 美千代	西中学校 後援会理事
12	市民代表	三 本 由美子	見附市保健推進協議会会长
13	市民代表	木 原 由美子	ナチュラルガーデンクラブ リーダー
14	市民代表	橋 本 卓 憲	見附青年会議所 理事長
15	有識者	渡 辺 美 絵	市議会議員

#### 幹事

1	幹 事	金 井 薫 平	副市長
2	幹 事	田 伏 真	企画調整課 課長

## 4 「地方創生」に関する市・国・県の最近の動き

見附市の動き	国・新潟県の動き
<p>「世界が注目する美しく自律するまちへ—50年後の見附市グランドデザインの提案—」 平成18年3月策定 ・人口減少時代の総合政策（シュリンクングポリシー）、お金がかからないまち、時間にゆとりがあるまち、空間にゆとりのあるまち、こころにゆとりのあるまちなど、見附市が目指す将来像を示したもの。</p> <p>「第4次見附市総合計画」 平成18年3月策定（計画期間 H18～H27） ・地域コミュニティ組織の再編開始</p>	
<p>国の総合特別区域として認定 平成24年3月9日認定 ・健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区</p>	
<p>国の「地域活性化モデルケース」に選定 平成26年5月選定（計画期間 H26～H30） ・超高齢・人口減社会を克服するスマートウエルネス都市</p>	<p>(国)「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」 平成26年6月策定 ・地域の活力維持、東京一極集中抑制、少子化・人口減少克服を目指し、総合的に政策を推進。このための司令塔となる本部を設置。</p> <p>(国)「まち・ひと・しごと創生本部」 平成26年9月設置 ・人口急減・超高齢化の課題に政府一体となって取り組むために本部を設置。</p> <p>(国)「まち・ひと・しごと創生法」 平成26年11月制定 ・少子高齢化、人口減少などの課題に対応し、活力ある日本社会の維持のためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的・計画的に実施。 ・国が長期ビジョンと総合戦略を策定することを規定。自治体に対しても人口ビジョン、地方版総合戦略策定の努力義務を規定。</p> <p>(国)「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 平成26年12月策定（計画期間 H27～R1） ・将来の人口見通しなどを展望する長期ビジョンとそれに基づいて人口減少に戦略的に対応するための取り組みを整理・記述した総合戦略を策定。</p>
<p>「地域再生計画」が国から認定 平成27年1月認定（計画期間 H27～H32） ・都市部と村部が持続できる健幸都市の地域再生計画</p>	

## 見附市の動き

「見附市人口ビジョン」、「見附市総合戦略」  
平成 27 年 9 月策定（計画期間 H27～R2）  
・将来の見附市の人口見通しなどの展望を示す人口ビジョンと、それに基づいて戦略的に施策を展開するための総合戦略を策定。

「第 5 次総合計画（前期基本計画）」  
平成 28 年 3 月策定（計画期間 H28～R2）  
・将来の見附市の人口見通しなどの展望を示す人口ビジョンと、それに基づいて戦略的に施策を展開するための総合戦略を策定。  
都市の将来像に『スマートウエルネスみつけ』を掲げる。

SDGs 未来都市「自治体 SDGs モデル事業」に選定  
令和元年 7 月策定（計画期間 R1～R3）  
・「歩いて暮せるまちづくり」ウォーカブルシティの深化と定着

「見附市立地適正化計画」  
令和 2 年 3 月策定（計画期間 R2～R22）  
・健幸都市の実現に向けた都市構造の明確化、施策の具体化を定める計画として策定。

## 国・新潟県の動き

(国) 「国土形成計画（全国計画）」  
平成 27 年 8 月策定（計画期間 H27～R7）  
・急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した、概ね 10 年間の国土づくりの方向性を定めたもの。

(県) 「新潟県人口ビジョン」、「新潟県創生総合戦略」  
平成 27 年 10 月策定（計画期間 H27～R1）  
・将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現～住んでみたい新潟、行ってみたい新潟～

(県) 「にいがた未来創造プラン」  
平成 30 年 1 月策定（計画期間 H29～R6）  
・命と暮らしが守られ、一人一人が未来への希望を持って自らの幸福を実現できる新潟県を創る。

(県) 「新潟県総合計画」  
平成 31 年 3 月策定（計画期間 H30～R6）  
・「住んでよし、訪れてよしの新潟県」  
※地方版総合戦略としても位置付け

(国) 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（改訂）」  
第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」  
令和元年 12 月策定（計画期間 R2～R6）  
・H27 策定のビジョン及び計画の評価検証を踏まえ、更なる地方創生の加速に向けビジョン改訂と第 2 期総合戦略を策定。

(国) 「地方創生有識者懇談会」の実施  
令和 2 年 10 月～11 月  
・新型コロナウィルス感染症による継続的な対応が必要とされる見通しの下での、地方創生への影響と今後の取組の方向性を検討。

(国) 第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）  
令和 2 年 12 月策定（計画期間 R2～R6）  
・新型コロナウィルス感染症による地域経済、社会への影響および、国民の意識、行動変容など、「新たな日常」に対応した地方創生の取り組みを総合戦略に位置付け改訂。

## 5 第5次見附市総合計画後期基本計画策定の経過

	議会・市民	まちづくり総合審議会	策定会議・総合調整会議
令和2年 7月		<u>第1回審議会 (7/17)</u> ・策定方針について	<u>第1回策定会議 (7/13)</u> ・策定方針、体制の確認
8月			各課において「前期基本計画」、「第1期総合戦略」の評価検証作業
9月	<u>まちづくり市民アンケート (9/4～9/23)</u>	<u>第2回審議会 (9/28)</u> ・「前期基本計画」、「第1期総合戦略」の評価検証について ・人口ビジョンの見直しについて	<u>第2回策定会議 (9/18)</u> ・「前期基本計画」、「第1期総合戦略」の評価検証について ・人口ビジョンの見直しについて <u>第1回総合調整会議 (9/24)</u> ・これまでの議論の経過説明 ・施策体系作成の作業依頼（～10/9）
10月			<u>第3回策定会議 (10/29)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の施策体系について
11月		<u>第3回審議会 (11/9)</u> ・まちづくり市民アンケート結果（速報版）の報告 ・第5次見附市総合計画後期基本計画の施策体系について	<u>第2回総合調整会議 (11/16)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画素案、第2期総合戦略KPI作成の作業依頼（～12/10）
12月			
令和3年 1月	<u>議員協議会説明 (1/21)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について <u>パブリックコメント (1/28～2/28)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について	<u>第4回審議会 (1/18)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について	<u>第4回策定会議 (1/12)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画の素案について
2月			
3月		<u>第5回審議会 (3/18)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画案について	<u>第5回策定会議 (3/1)</u> ・第5次見附市総合計画後期基本計画案について